

令和 8 年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会

予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和8年第1回定例会

第 1 号（3月9日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
伊藤充章の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	5
笹木笑子の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	6
笹木笑子の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	6
藏根高史の第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	7
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	7
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	7
例月出納検査結果報告（12・1月分）	8
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	8
同意第 1 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	8
議案第 5 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について	9
議案第 6 号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	11
議案第 7 号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	11
議案第 8 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第 9 号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第10号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第11号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	19

議案第 12 号	令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）	2 1
議案第 13 号	令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 6
議案第 14 号	令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	2 7
議案第 15 号	令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）	2 8
議案第 16 号	令和 7 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	3 1
追加日程について		3 3
報告第 1 号	財産の取得に関する専決処分について（承認）	3 3
散会の宣告		3 4

第 2 号（3 月 10 日）

議事日程		3 7
会議録署名議員		3 8
開議の宣告		3 9
会議録署名議員指名について		3 9
議案第 5 号	上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について（原案可決）	3 9
議案第 6 号	上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 7 号	上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 8 号	特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 9 号	上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 10 号	上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 11 号	上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 12 号	令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）（原案可決）	3 9
議案第 13 号	令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	3 9
議案第 14 号	令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	3 9
議案第 15 号	令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）（原案可決）	3 9
議案第 16 号	令和 7 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	3 9
議案第 17 号	令和 8 年度上砂川町一般会計予算	4 5
議案第 18 号	令和 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算	4 5
議案第 19 号	令和 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	4 5
議案第 20 号	令和 8 年度上砂川町水道事業会計予算	4 5
議案第 21 号	令和 8 年度上砂川町下水道事業会計予算	4 5
予算特別委員会設置及び付託について		5 4

休会について	5 5
散会の宣告	5 5

第 3 号（3月17日）

議事日程	5 7
会議録署名議員	5 7
開議の宣告	5 8
会議録署名議員指名について	5 8
一般質問	5 8
笹 木 笑 子	5 8
企画課長 山 崎 数 浩	5 9
総務課長 鷺 尾 仁 志	6 0
議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	6 1
議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算（原案可決）	6 1
議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	6 1
議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	6 1
議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	6 1
調査第 1号 所管事務調査について（許可）	6 2
閉会の宣告	6 3

令和8年第1回定例会予算特別委員会

第 1 号（3月13日）

議事日程	6 5
委員長挨拶	6 6
開会の宣告	6 6
開議の宣告	6 6
町長挨拶	6 6
予算特別委員会の日程について	6 7
予算審査の方法について	6 8
予算審査資料の提出について	6 8
その他	6 8
議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	6 8
議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算（原案可決）	9 6
議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	9 8
議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 0 0
議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	1 0 2
休会について	1 0 4

閉会の宣告 1 0 4

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定			予 特
		3. 9	3.10	3.17	3.13
1	石 田 浩 二	○	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	1 定			予 特
		3. 9	3.10	3.17	3.13
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	—
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	谷 禎 規	○	○	○	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○	○	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○	○	○	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○	○	○	○
住 民 課 長	佐 藤 利 哉	○	○	○	○
会 計 管 理 者	浅 利 基 行	○	○	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○	○	○	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○	○	○	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○	○	○	○
総 務 課 主 幹	渡 辺 裕 之	—	—	—	○
建設環境課参事	米 田 淳 一	—	—	—	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	1 定			予 特
		3. 9	3.10	3.17	3.13
議 会 事 務 局 長	谷 禎 規	○	○	○	○
係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○	○

令和 8 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（月曜日）午前 10 時 00 分 開 会

午後 1 時 17 分 散 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

3 月 9 日～3 月 17 日

9 日間

第 3 諸般の報告

1) 議会政務報告

2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（伊藤議員）

3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（笹木議員）

4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（笹木議員）

5) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（藏根議員）

6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）

7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）

8) 例月出納検査結果報告（12・1 月分）

第 4 町長行政報告

第 5 教育長教育行政報告

第 6 同意第 1 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

※ 同意第 1 号は、即決とする。

第 7 議案第 5 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について

第 8 議案第 6 号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

第 9 議案第 7 号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

第 10 議案第 8 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

第 11 議案第 9 号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

第 12 議案第 10 号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 13 議案第 11 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 14 議案第 12 号 令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）

第 15 議案第 13 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 16 議案第 14 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 17 議案第 15 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 18 議案第 16 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第 5 号～第 16 号は、提案理由・内容説明までとする。

（追加日程）

第 19 報告第 1 号 財産の取得に関する専決処分について

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 7 番 吉 川 洋

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から17日までの9日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。伊藤議員。

○6番（伊藤充章） 令和8年空知中部広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和8年2月16日月曜日午前10時から。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件といたしましては、議案第1号 令和7年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 令和7年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和7年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和7年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和8年度空知中部広域連合一般会計予算、議案第6号 令和8年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算、議案第7号 令和8年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算、議案第8号 令和8年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算、議案第9号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号 空知中部広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果及び第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 令和8年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和8年2月27日金曜日午後2時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和8年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和8年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和8年2月27日金曜日午後3時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和7年度砂川地区広域消防組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和8年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を求めます。藏根議員。

○2番（藏根高史） 令和8年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和8年2月17日火曜日午後1時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 中空知広域市町村圏組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、議案第2号 令和8年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第3号 令和8年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第4号 令和8年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第5号 令和8年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果であります、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果については、一括して私から報告いたします。

まず最初に、令和8年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和8年2月16日月曜日午後2時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和8年度石狩川流域下水道組合一般会計予算、議案第2号 石狩川流域下水道組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

結果でございますが、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和8年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和8年2月17日火曜日午前11時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号

令和8年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、議案第2号 令和7年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、選挙管理委員会委員に滝川市、田中良吉氏ほか3

名、選挙管理委員会補充員に滝川市、高谷富士雄氏ほか3名が当選されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和7年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和7年第4回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、高橋尚志氏が令和8年3月20日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願ひます。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、高橋尚志。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略して即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（高橋成和） 日程第7、議案第5号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり策定するものとする。

提案理由といたしましては、現行の上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間が令和8年3月31日をもって終了することから、同法第8条第1項の規定により令和8年度から令和12年度までの5か年の計画を策定するものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。計画書本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、ご指示により、議案第5号について内容の説明をいた

します。

初めに、資料ナンバー1をご参照願います。過疎対策の経緯につきましては、昭和45年以来5次にわたり特別措置法が制定され、これまで過疎問題に対する各種対策を講じてきたところであります。現在の過疎計画につきましては、令和3年4月1日に時限立法で施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき令和3年度に計画策定を行いました。このたび現行の前期計画が令和7年度をもって終了することから、次期計画を策定し、これまでの取組を継続しつつ、必要な施策を強化するものであります。本計画の策定に当たりましては、本町において人口減少及び少子高齢化が全国を上回る速度で進行している状況を踏まえ、町の最上位計画である第8期上砂川町総合計画前期基本計画に基づき、産業、雇用、教育、健康、福祉等の各分野における施策の展開の指針として位置づけております。あわせて、北海道との協議を重ねながら令和8年度から令和12年度までの後期5年間の計画期間とする上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したところであります。

なお、国から示された様式に沿い、現況と問題点及びその対策を記述するとともに、資料の2ページ目には国が示す項目について配付しております計画書から主立った対策を抜粋し、整理しております。

それでは、別冊の計画書に基づき主な内容をご説明いたします。別冊の計画書をご参照願います。初めに、第1項、基本的な事項は1ページから18ページまで記述しております。

1ページには、本町の自然及び歴史的経過に触れるとともに、社会的、経済的諸条件並びに過疎の状況について記述しております。

2ページ目の社会経済的発展の方向の概要では、今後の見通しとして既存企業の育成支援を行い、産業の振興と人口の定着を図ること、また企業振興促進条例に係る町独自の優遇制度を継続し、事業拡大や雇用の創出を支援するとともに、新規開業者に対する支援制度などにより本町の社会経済の発展を促進することを記述しております。

2ページ中段からは、人口及び産業の推移と動向として国勢調査結果による人口及び産業別就業者の推移と動向を記述しております。

7ページの行財政の状況につきましては、町税及び交付税等の減収が想定される中、炭鉱閉山後に建設した施設等の老朽化に伴い対策経費の増加が見込まれることから、引き続き効率的かつ効果的な財政運営を進めることとしております。

8ページ及び9ページには本町の行政機構図を、10ページには施設整備水準等の現況と動向を記述しております。

次に、13ページの地域の持続的発展の基本方針及び15ページから17ページの地域の持続的発展のための基本目標につきましては、先ほど資料ナンバー1でご説明申し上げました内容を記述しております。

19ページからは、第2項、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成について記述しております。

21ページからは、第3項、産業の振興について産業別に記述しており、25ページ及び26ペ

ージに事業計画を掲載しております。

27ページからは、第4項、地域における情報化について記述しており、主要な事業として行政手続のオンライン化及びA I 技術の活用等を記述しております。

30ページからは、第5項、交通施設の整備、交通手段の確保について記述しており、主な事業としては36ページから37ページに記載のとおり橋梁の点検、補修、道道の整備促進、町道の舗装整備等でございます。

38ページからは、第6項、生活環境の整備について記述しており、主な事業としては42ページから43ページに記載のとおり水道施設の整備、下水道施設の更新、一般廃棄物最終処分場改修工事、町営住宅の長寿命化等でございます。

44ページからは、第7項、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記述しております。若年層の転出や少子化等により高齢化率が50.91%、全国平均を大きく上回り、少子高齢化が進行する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう主な事業として46ページから52ページに記載しておりますが、除雪サービス事業、長寿祝い品贈呈事業等を記述しております。また、児童福祉対策としては、子ども家庭センター設置事業、高校生以下医療費助成事業等でございます。

53ページには、第8項、医療の確保について記述しており、急速な高齢化の中で認知症及び要介護者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの推進、認知症サポート医の確保等を記述しております。

54ページからは、第9項、教育の振興について記述しており、主な事業として町民センター及び体育センター改修事業、学校法人との包括連携協定事業、I C T教育の推進、高校就学費等助成事業等でございます。

58ページには第10項、集落の整備について、59ページには第11項、地域文化の振興等については記述しており、郷土芸能の普及活動及び指導者の育成支援等を記述しております。

60ページには、第12項、再生可能エネルギーの利用の推進について記述しており、カーボンニュートラルの実現につなげるため省エネルギー及び新エネルギー導入の検討等を記述しております。

61ページには、第13項、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について記述しております。

62ページから75ページまでは、各項目で記述しております事業を再掲したものであります。

以上が上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして計画書本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

○議長（高橋成和） 日程第8、議案第6号と日程第9、議案第7号につきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第6号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてと日程第9、議案第7号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページを御覧願います。ただいま一括上程されました議案第6号並びに議案第7号について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第6号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業の実施に伴い、児童福祉法の規定に基づき本条例を制定するものであること。

続きまして、議案書12ページを御覧願います。議案第7号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法に定める乳児等通園支援事業の実施に伴い、内閣府令の規定に基づき本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は健康推進課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、ご指示によりまして、議案第6号及び議案第7号について内容の説明をいたします。

本町においては、子ども・子育て支援法の一部改正により新たな通園制度であります乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、令和7年第4回町議

会定例会におきまして上砂川町認定こども園設置条例の一部改正を行い、本年４月１日より本事業を施行することとしておりますが、このたびの条例制定は改正法による改正後の児童福祉法により、こども誰でも通園制度の設備及び運営についての基準、また民間事業者がこども誰でも通園制度を提供する際の認可と確認基準を内閣府令の規定に基づき新たに制定し、本年４月１日より施行するものであります。

主な内容でございますが、上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例においては、こども誰でも通園制度が市町村による認可事業として位置づけられることから、人員の配置や設備面積の基準等について規定するものであり、上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例においては、民間事業者が給付を受けるために市町村から法に基づく確認を受ける必要があることから、民間事業者及び当該施設が適格であるかの判断を行うため利用定員や秘密保持等に関する基準について規定するものであります。

以上が条例制定の内容となっておりますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第８号

○議長（高橋成和） 日程第10、議案第８号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書23ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第８号特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び附属機関構成員等の報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第８号について内容の説明をいた

します。

このたびの条例改正は、特別職の職員や附属機関構成員等の報酬額を改定し、本年4月1日より施行するものであります。

初めに、条例本文の改正箇所につきまして資料ナンバー2の条例新旧対照表をご参照願います。改正内容であります、特別職である監査委員につきましては月額報酬5万円を5万3,000円、教育委員は3万7,000円を4万円へそれぞれ3,000円引き上げ、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、公平委員は日額報酬4,000円を6,000円へそれぞれ2,000円引き上げ、その他の委員につきましては資料2の次ページに続きますが、社会教育委員など附属機関構成員の日額報酬2,000円を3,000円にそれぞれ1,000円引き上げるものでございます。

それでは、本文に参ります。議案書24ページを御覧願います。特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

（特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例（昭和26年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中、監査委員、月額5万円、議会議員より選出の委員にあつては4万円とする、教育委員、月額3万7,000円、選挙管理委員、日額4,000円、委員長にあつては500円を増額する、固定資産評価審査委員、日額4,000円、委員長にあつては500円を増額する、公平委員、日額4,000円、委員長にあつては500円を増額する、専門委員、日額2,000円を監査委員、月額5万3,000円、議会議員より選出の委員にあつては4万3,000円とする、教育委員、月額4万円、選挙管理委員、日額6,000円、委員長にあつては1,000円を増額する、固定資産評価審査委員、日額6,000円、委員長にあつては1,000円を増額する、公平委員、日額6,000円、委員長にあつては1,000円を増額する、専門委員、日額3,000円に改める。

（上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第2条 上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年上砂川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

委員報酬、職名、報酬額。社会教育委員、1日3,000円。中小企業振興審議委員、同上。民生委員推薦委員、同上。国民健康保険審議委員、同上。防災会議委員、同上。国民保護協議会委員、同上。青少年問題協議会委員、専門委員、同上。観光・国民休養地整備審議委員、同上。情報公開・個人情報保護審査委員、同上。特別職報酬等審議委員、同上。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第9号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書26ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第9号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴う行政手続法の改正により、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第9号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い行政手続法が改正され、聴聞の通知等に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、本町で規定している条例の関係条項を改正し、法の施行期日に合わせ、本年5月21日より施行するものであります。

具体的には、町が定める掲示場において不利益処分等聴聞通知に関し書面で掲示されていたものについてインターネットによる閲覧等を可能とし、現地に行かなくても町のホームページ画面で確認できるようにするとともに、利用者の利便性やデジタルディバイドへの配慮を要することから、現地での掲示も継続していく内容であり、併せて国が示す標準例に沿うよう文言改正を行うものでございます。

条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。議案書27ページを御覧ください。上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例。

上砂川町行政手続条例（平成9年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条―第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第4章 行政指導（第30条—第34条の2）

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）

第5章 届出（第35条）

附則

第2条第5号イ及びウ中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第2号中「、講習性」を「、講習生」に改め、同条第3号中「職員」を「公務員」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人とすべき者」を「名宛人となるべき者」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項中「各号」を「各号の」に改め、同項第2号中「条例等の規定上」を「条例等上」に改め、同項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第19条第2項第5号中「補佐人」を「保佐人」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第27条第1項中「提出する」を「提出してする」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「第16条第1項」を「、第16条第1項」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第32条中「、又は」を「又は」に改める。

第33条第3項中「携わるもの」を「携わる者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例に改正後の上砂川町行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（高橋成和） 日程第12、議案第10号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書29ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第10号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正及び特別職の道内日当支給に関する規定の見直し等を行うため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第10号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、国家公務員等の旅費法が改正されたことに伴う規定の整備や日当の支給対象見直しに加え、特別急行列車の全車指定席化することに伴い、本町の旅費に関する条例を改正するものです。

国家公務員等の旅費制度におきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの措置が講じられ、本町においても国との権衡を図る観点から、旅費の返納規定等を新たに設けるとともに、条文を整理するものであります。また、日当につきまして本年3月末で町長、副町長及び教育長の道内日当を不支給とする期間が終了することに伴い、町長につきましては引き続き不支給とする改正のほか、ＪＲ北海道が今月のダイヤ改正で特急列車を全車指定席化することから、座席指定料金等の取扱いについて所要の改正を併せて行うものでございます。

なお、今回改正する規定以外に国家公務員の旅費法では宿泊料や移転料の上限つき実費支給、旅費の計算に係る簡素化、パック旅行商品など旅行役務提供者へ直接代金を支払いできる規定等の改正が含まれておりますが、これらにつきましては本町の条例に規定すべき内容を改めて精査していく予定でございます。

施行期日につきましては、ＪＲ北海道が全車指定席化を行う本年3月14日から、日当の支給見直しについては本年4月1日からとし、具体的な改正箇所につきましては資料ナンバー4をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書30ページを御覧ください。上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町職員の旅費に関する条例（昭和33年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「勤続2年以上の」を削り、同条第3項中「第29条各号」を「第29条第1項各号」に改め、同条第5項中「前に」の次に「次条第3項の規定により」を加え、同条第6項中「概算払い」を「概算払」に改める。

第5条第1項中「より旅行命令等」の次に「（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第13条第1項中「及び座席指定料金」を「及び特別車両料金、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項第4号中「片道100キロメートル以上の旅行で、」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（４） 町長、副町長又は教育長が特別車両料金を徴する客車に乗る旅行をする場合には、第1号及び第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

第13条第1項に次の2号を加える。

（６） 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号及び第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金、第4号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(7) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に規定する急行料金及び第5号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り、支給する。

第13条第3項を削る。

第14条中「いう。）」の次に「、寝台料金」を、「含む。）」の次に「並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同条に次の2号を加える。

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、別に支払った寝台料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条中「現に支払った旅客運賃」を「次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第28条中「第68条」を「第64条」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第29条の2 支出命令者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

別表第1備考中「除く」を「除く。」に、「5時間」を「4時間」に改め、「、副町長、教育長」を削り、「令和5年4月1日」を「令和8年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月14日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上砂川町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第11号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書32ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第11号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正すること。

以下、内容の説明は医療保険担当課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、ご指示により、議案第11号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、各医療保険制度の被保険者証を原則廃止し、いわゆるマイナ保険証を主とするという法律の改正により、紙の被保険者証の有効期限経過措置も令和7年12月1日で満了したことに伴い、本条例に規定する医療機関受診時等の確認書類等の表記を改めるものでございます。また、その他一部の用語につきましても現在の公用文作成の趣旨に合わせて改正するものでございます。

なお、条例本文の変更箇所につきましては、資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書33ページを御覧ください。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、じん臓」を「、腎臓」に改め、同項第2号中「、盲」を「、目の見えない者」に改め、同条第2項第4号中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第4条第3項中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第7条中「当該保険医療機関等から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せんの提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。」を「当該保険医療機関等において医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるこ

との確認を受けるとともに、受給者証を提示するものとする。」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎議案第12号

○議長（高橋成和） 日程第14、議案第12号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第12号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,940万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第12号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,240万円の追加で、1億8,818万8,000円となります。

1項町民税1,780万円の追加で、1億330万1,000円となります。

2 項固定資産税360万円の減額で、5,240万円となります。

3 項軽自動車税20万円の追加で、646万9,000円となります。

4 項町たばこ税200万円の減額で、2,070万3,000円となります。

10款地方交付税 1 億257万5,000円の追加で、20億757万5,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

12款分担金及び負担金330万6,000円の追加で、457万6,000円となります。

1 項負担金、同額であります。

14款国庫支出金2,965万6,000円の追加で、3 億4,766万円となります。

1 項国庫負担金314万1,000円の追加で、1 億7,457万8,000円となります。

2 項国庫補助金2,651万5,000円の追加で、1 億7,198万8,000円となります。

15款道支出金84万1,000円の減額で、1 億2,956万5,000円となります。

1 項道負担金83万7,000円の追加で、1 億330万4,000円となります。

2 項道補助金21万6,000円の減額で、977万9,000円となります。

3 項道委託金146万2,000円の減額で、1,648万2,000円となります。

16款財産収入156万5,000円の追加で、1,596万7,000円となります。

1 項財産運用収入141万8,000円の追加で、1,578万9,000円となります。

2 項財産売却収入14万7,000円の追加で、17万8,000円となります。

17款寄附金418万4,000円の追加で、1,528万4,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

19款繰越金2,036万8,000円の追加で、1 億1,018万8,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

20款諸収入358万7,000円の追加で、1 億464万9,000円となります。

5 項雑入358万7,000円の追加で、8,485万9,000円となります。

21款町債3,410万円の減額で、4 億6,980万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が 1 億4,270万円の追加で、37億9,940万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1 款議会費20万円の減額で、3,723万2,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費2,316万8,000円の追加で、7 億1,062万6,000円となります。

1 項総務管理費3,494万9,000円の追加で、5 億9,208万5,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費1,027万円の減額で、8,832万8,000円となります。

4 項選挙費99万2,000円の減額で、1,189万6,000円となります。

5 項統計調査費51万9,000円の減額で、281万6,000円となります。

3 款民生費843万円の減額で、7 億3,185万6,000円となります。

1 項社会福祉費269万8,000円の減額で、6 億6,260万9,000円となります。

2 項児童福祉費573万2,000円の減額で、6,653万2,000円となります。

4 款衛生費2,646万3,000円の追加で、2 億1,647万7,000円となります。

1 項保健衛生費2,671万1,000円の追加で、1 億3,097万4,000円となります。

2 項清掃費24万8,000円の減額で、8,550万3,000円となります。

7 款商工費1,702万5,000円の追加で、1 億8,980万円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費221万6,000円の減額で、3 億5,319万7,000円となります。

1 項土木管理費184万5,000円の減額で、1 億556万8,000円となります。

2 項道路橋りょう費89万6,000円の減額で、1 億3,918万9,000円となります。

3 項住宅費52万5,000円の追加で、1 億844万円となります。

9 款消防費45万6,000円の減額で、2 億6,053万2,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費8,907万8,000円の追加で、2 億8,499万8,000円となります。

1 項教育総務費9,626万円の追加で、1 億4,128万8,000円となります。

2 項小学校費415万1,000円の減額で、5,860万7,000円となります。

3 項中学校費290万7,000円の減額で、6,199万円となります。

5 項保健体育費12万4,000円の減額で、978万1,000円となります。

12 款公債費173万2,000円の減額で、3 億8,016万8,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が1 億4,270万円の追加で、37億9,940万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、水道料金・下水道使用料減免事業、事業費1,290万円。9 款消防費、1 項消防費、高機能消防指令システム整備事業、3,831万3,000円。合計5,121万3,000円。

第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。公共施設等除却事業、2,870万円、2,710万円。公共施設再生可能エネルギー設置事業、270万円、250万円。下鴨団地屋根葺替事業、2,380万円、全額減額であります。消防車両整備事業、6,340万円、6,140万円。高機能消防指令システム整備事業、4,010万円、3,830万円。下鴨分譲地内公園整備事業、470万円、全額減額であります。

事項別明細書15ページ、歳出でございます。このたびの補正は最終予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でありますので、予算額の読み上げとさせていただき、減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明させていただきます。

3、歳出、1 款1 項1 目議会費20万円の減額は、精査であります。

2 款1 項1 目一般管理費1,261万8,000円の追加は、24節積立金1,370万3,000円の追加はふるさとづくり基金に650万2,000円、減債基金に500万円、財政調整基金へ利息分141万9,000円、地域振興基金に78万2,000円積立てするもので、その他は精査であります。

5 目財産管理費2,000円の追加は、鴨下鴨線道路横断管改修工事に係る用地取得費の計上

で、8目交通安全対策費30万円の減額、9目諸費20万円の追加、10目町民センター管理費100万円の追加はいずれも精査であります。

11目地域振興費679万6,000円の減額で、8,388万6,000円となります。7節報償費1,130万円の減額は、移住定住奨励金の精査で、18節負担金、補助及び交付金578万円の追加は中央バス路線維持助成金として602万5,000円を追加、その他は精査であります。

12目地域おこし協力隊事業費457万5,000円の減額は、精査であります。

14目物価高騰対策費3,280万円の追加で、7,350万円となります。

資料ナンバー6をご参照願います。昨年12月の第1弾に続き第2弾、上砂川町物価高騰に係る経済・生活支援対策であります。初めに、生活者支援として、水道料金・下水道使用料減免事業は全世帯、全事業所を対象に令和8年4月から6月までの3か月分の基本料金を減額するもので、2、学校給食費無償化500万円は小中学校給食費を全額免除するもので、この事業は当初予算への財源充当であります。

次に、事業者支援として、事業者支援給付事業600万円は共同浴場組合100万円、宿泊業に500万円支援するもので、医療・介護事業者支援事業1,390万円は医療機関に各500万円、歯科診療所100万円、介護事業所（食事提供あり）各50万円、その他の介護事業所各10万円支援するものであります。

予算書にお戻り願います。18節負担金、補助及び交付金3,280万円の追加であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費1,027万円の減額は、12節委託料は入札執行残による精査で、13節使用料及び賃借料696万9,000円の減額は標準システムの移行時期が国の方針で後ろ倒しとなったことから696万9,000円減額するもので、その他は精査であります。

4項3目参議院議員選挙費99万2,000円の減額と5項1目諸統計調査費51万9,000円の減額は、いずれも執行残の精査であります。

3款1項1目社会福祉総務費884万5,000円の追加は、19節扶助費1,190万円の追加は障害児の増により障害者自立支援給付費1,300万円の追加で、その他は精査であります。

2目老人福祉費120万4,000円の減額は精査で、4目介護保険費396万8,000円の減額は18節負担金、補助及び交付金は居宅介護、施設介護サービスの給付費減により広域連合負担金367万2,000円の減額、その他は精査であります。

6目介護予防費18万円の減額は精査で、7目後期高齢者医療費575万3,000円の減額は18節負担金、補助及び交付金423万9,000円の減額は被保険者数の減により療養給付費負担金の減額であり、その他は精査であります。

8目定額減税補足給付金事業費43万8,000円の減額は、精査であります。

2項1目児童福祉総務費563万2,000円の減額は、18節負担金、補助及び交付金は天使幼稚園に通園する園児数の精査で施設型給付費負担金202万4,000円の減額、19節扶助費247万5,000円の減額は対象者数減による児童手当の精査であります。その他は、精査であります。

2目認定こども園等複合施設費10万円の減額は、精査であります。

4款1項1目保健衛生総務費3,037万7,000円の追加は、12節委託料2,000万円の追加は町

立診療所と成寿苑を萌福祉サービスに無料で指定管理し、これまで診療所分の赤字を成寿苑の黒字で相殺しておりましたが、介護報酬が実質マイナスとなったため成寿苑の黒字で補填することができなくなったことから、町立診療所に対し令和7年度指定管理料を計上するもので、18節負担金、補助及び交付金780万円の追加は町内の医療確保対策助成金の計上であります。

2目予防費366万6,000円の減額、2項2目じん芥処理費30万8,000円の減額、3目し尿処理費6万円の追加は、いずれも精査であります。

7款1項2目企業開発費1,702万5,000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金1,800万円の追加は物価高騰、最賃引上げによる人件費の高騰により振興公社助成金を追加するもので、その他は精査であります。

8款1項1目土木総務費184万5,000円の減額、2項1目道路維持費89万6,000円の減額、3項1目住宅管理費52万5,000円の追加は、いずれも精査であります。

9款1項1目消防費45万6,000円の減額は、精査であります。

10款1項2目事務局費9,626万円の追加は、次ページ、24節積立金9,810万円の追加は教育施設整備基金に積立てするもので、その他は精査であります。

2項1目学校管理費8万3,000円の減額は精査で、2目教育振興費406万8,000円の減額は18節負担金、補助及び交付金は給食センターの屋上防水工事が起債対象工事になったことによる負担金の精査で、中学校も同様の精査であり、その他は精査であります。

3項1目学校管理費113万円の減額、2目教育振興費177万7,000円の減額、5項1目保健体育総務費27万3,000円の減額、2目体育施設費14万9,000円の追加は、いずれも精査であります。

12款1項1目元金55万7,000円の追加、2目利子228万9,000円の減額は、令和6年度借入金元金据置き取りやめと一時借入金利子の精査であります。

次に、9ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目個人880万円の追加は所得割の増、2目法人900万円の追加は決算納付の増、2項1目固定資産税360万円の減額は償却資産の減であります。

3項2目種別割20万円の追加は台数の増で、4項1目町たばこ税200万の減額は販売本数の減であります。

10款1項1目地方交付税1億257万5,000円の追加は、普通交付税の決定交付額の追加であります。

12款1項1目民生費負担金330万6,000円の追加は、認定こども園広域入所に係る利用者負担金の追加であります。

14款1項1目民生費負担金314万1,000円の追加は、1節社会福祉費負担金650万円の追加は障害者自立支援費歳出増加分の国庫負担分の追加で、その他は精査であります。

2項1目総務費補助金、3節重点支援地方交付金として2,649万8,000円を追加するもので、2目民生費補助金117万4,000円の追加、3目衛生費補助金14万6,000円の追加はいずれ

も精査であります。

15款1項1目民生費負担金163万円の追加は、1節社会福祉費負担金、障害者自立支援歳出増加分の道負担金の追加で、その他は精査で、2目保険基盤安定拠出金79万3,000円の減額は精査であります。

2項1目総務費補助金28万2,000円の追加は、電源立地対策交付金の交付決定額の計上で、2目民生費補助金49万8,000円の減額は精査で、3項1目総務費委託金146万2,000円の減額は精査であります。

16款1項2目利子及び配当金141万8,000円の追加は、財政調整基金の預金利子の追加で、2項2目不動産売払収入14万7,000円の追加は鶴駅舎売却によるものであります。

17款1項1目寄附金418万4,000円の追加は、一般寄附金4件分18万4,000円の追加、3節企業版ふるさと納税9件分400万円を追加するものであります。

19款1項1目繰越金2,036万8,000円の追加は、前年度繰越金の追加で、20款5項5目雑入358万7,000円の追加は精査であります。

21款1項1目総務債180万円の減額と3目消防債380万円の減額は、いずれも入札に伴う事業費減による精査で、2目土木債2,380万円の減額と4目教育債470万円の減額はいずれも他の財源を確保できたことによる減額であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（高橋成和） 日程第15、議案第13号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第13号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,173万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第13号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款国民健康保険税111万1,000円の減額で、2,024万5,000円となります。

1 項国民健康保険税、同額であります。

3 款繰入金249万3,000円の減額で、2,867万5,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入202万3,000円の追加で、2,280万円となります。

2 項雑入202万3,000円の追加で、2,279万9,000円となります。

歳入合計が158万1,000円の減額で、7,173万2,000円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1 款総務費158万1,000円の減額で、7,158万2,000円となります。

1 項総務管理費158万1,000円の減額で、7,036万7,000円となります。

歳出合計が158万1,000円の減額で、7,173万2,000円となります。

事項別明細書 8 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費158万1,000円の減額は、空知中部広域連合分賦金の精査と北海道クラウド運営負担金、入札減による精査であります。

次に、6 ページ、歳入であります。2、歳入、1 款 1 項 1 目被保険者国民健康保険税111万1,000円の減額は、被保険者数の減による精査、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金249万3,000円の減額は精査で、4 款 2 項 3 目雑入202万3,000円の追加は空知中部広域連合分賦金前年度精算分等の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長（高橋成和） 次、日程第16、議案第14号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第14号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,622万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第14号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料13万9,000円の減額で、4,099万円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金169万4,000円の減額で、2,492万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金9万7,000円の追加で、9万7,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が173万6,000円の減額で、6,622万9,000円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金173万6,000円の減額で、6,412万4,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が173万6,000円の減額で、6,622万9,000円となります。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金173万6,000円の減額は、負担金の精査であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料135万7,000円の減額、2目普通徴収保険料121万8,000円の追加は、被保険者数の減によるもので、3款1項1目事務費繰入金63万7,000円の減額、2目保険基盤安定繰入金105万7,000円の減額は繰入金の精査で、5款1項1目繰越金9万7,000円の追加は前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 零時56分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎議案第15号

○議長（高橋成和） 日程第17、議案第15号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第15号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、既決予算額1億2,931万4,000円、補正予定額14万1,000円、計1億2,945万5,000円。

第1項営業収益、7,169万7,000円、280万円の減、6,889万7,000円。

第2項営業外収益、5,761万7,000円、294万1,000円、6,055万8,000円。

支出、第1款水道事業費用、1億2,931万4,000円、14万1,000円、1億2,945万5,000円。

第2項営業外費用、497万9,000円、14万1,000円、512万円。

次ページです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額4,600万円、補正予定額255万円の減、計4,345万円。

第1項企業債、4,150万円、230万円の減額、3,920万円。

第2項国庫補助金、443万3,000円、35万円の減額、408万3,000円。

第3項他会計補助金、6万7,000円、10万円、16万7,000円。

支出、第1款資本的支出、7,598万4,000円、255万円の減額、7,343万4,000円。

第1項建設改良費、4,600万円、255万円の減額、4,345万円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた簡易水道等施設整備事業の限度額「950万円」を「910万円」に、配水管整備事業の限度額「3,200万円」を「3,010万円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第8条に定めた水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「5,701万8,000円」を「6,005万9,000円」に改める。

令和8年3月9日提出。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第15号について内容の説明をいたします。

3 ページであります。令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1 款水道事業収益14万1,000円の追加で、1 億2,945万5,000円となります。

1 項営業収益280万円の減額で、6,889万7,000円となります。

1 目給水収益280万円の減額で、6,629万2,000円となります。

2 項営業外収益294万1,000円の追加で、6,055万8,000円となります。

2 目他会計補助金294万1,000円の追加で、5,989万2,000円となります。

収益的支出、1 款水道事業費用14万1,000円の追加で、1 億2,945万5,000円となります。

2 項営業外費用14万1,000円の追加で、512万円となります。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費14万1,000円の追加で、273万7,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1 款資本的収入255万円の減額で、4,345万円となります。

1 項企業債230万円の減額で、3,920万円となります。

1 目企業債、同額であります。

2 項国庫補助金35万円の減額で、408万3,000円となります。

1 目国庫補助金、同額であります。

3 項他会計補助金10万円の追加で、16万7,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出255万円の減額で、7,343万4,000円となります。

1 項建設改良費255万円の減額で、4,345万円となります。

1 目簡易水道等施設整備費69万円の減額で、1,331万円となります。

2 目配水管整備事業費186万円の減額で、3,014万円となります。

事項別明細書5 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1 款2 項1 目支払利息及び企業債取扱諸費14万1,000円の追加は、精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1 款1 項1 目給水収益280万円の減額は、主に業務用料金減少による精査で、2 項2 目他会計補助金294万1,000円の追加は一般会計補助金の追加であります。

次に、7 ページ、資本的支出であります。資本的支出、1 款1 項1 目簡易水道等施設整備費69万円の減額、2 目配水管整備事業費186万円の減額は、入札執行残による精査であります。

次に、6 ページ、資本的収入であります。資本的収入、1 款1 項1 目企業債230万円の減額、2 項1 目国庫補助金35万円の減額は、いずれも歳出減に伴う精査で、3 項1 目他会計補助金10万円の追加は一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第16号

○議長（高橋成和） 日程第18、議案第16号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第16号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億2,141万7,000円、補正予定額34万5,000円の減、計1億2,107万2,000円。

第1項営業収益、2,797万5,000円、40万円の減、2,757万5,000円。

第2項営業外収益、9,344万2,000円、5万5,000円、9,349万7,000円。

支出、第1款下水道事業費用、1億2,141万7,000円、34万5,000円の減、1億2,107万2,000円。

第2項営業外費用、907万5,000円、34万5,000円の減、873万円。

次ページです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額8,783万8,000円、補正予定額140万円の減、計8,643万8,000円。

第1項企業債、3,390万円、150万円の減、3,240万円。

第3項他会計補助金、78万5,000円、10万円、88万5,000円。

支出、第1款資本的支出、1億1,906万円、140万円の減、1億1,766万円。

第1項建設改良費、3,406万2,000円、140万円の減、3,266万2,000円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた特定環境保全公共下水道事業の限度額「1,780万円」を「1,630万円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第8条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4,652万2,000円」を「4,667万7,000円」に改める。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第16号について内容の説明をいたします。

3 ページであります。令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1 款下水道事業収益34万5,000円の減額で、1 億2,107万2,000円となります。

1 項営業収益40万円の減額で、2,757万5,000円となります。

1 目下水道使用料40万円の減額で、2,704万3,000円となります。

2 項営業外収益5万5,000円の追加で、9,349万7,000円となります。

2 目他会計補助金5万5,000円の追加で、4,579万2,000円となります。

収益的支出、1 款下水道事業費用34万5,000円の減額で、1 億2,107万2,000円となります。

2 項営業外費用34万5,000円の減額で、873万円となります。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費34万5,000円の減額で、810万8,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1 款資本的収入140万円の減額で、8,643万8,000円となります。

1 項企業債150万円の減額で、3,240万円となります。

1 目下水道事業債、同額であります。

3 項他会計補助金10万円の追加で、88万5,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出140万円の減額で、1 億1,766万となります。

1 項建設改良費140万円の減額で、3,266万2,000円となります。

1 目公共下水道整備費140万円の減額で、2,640万円となります。

事項別明細書5 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1 款2 項1 目支払利息及び企業債取扱諸費34万5,000円の減額は、精査であります。

次に、収益的収入であります。収益的収入、1 款1 項1 目下水道使用料40万円の減額は、家事用使用料減少に伴う精査で、2 項2 目他会計補助金5万5,000円の追加は一般会計補助金の追加であります。

次に、6 ページ、資本的支出であります。資本的支出、1 款1 項1 目公共下水道整備費140万円の減額は、入札執行残による精査であります。

次に、資本的収入であります。資本的収入、1 款1 項1 目下水道事業債150万円の減額は、歳出減に伴う精査で、3 項1 目他会計補助金10万円の追加は一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長（高橋成和） 日程第19、報告第1号 財産の取得に関する専決処分について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 財産の取得に関する専決処分について報告理由を申し上げます。

財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

報告理由といたしましては、Global Agutech株式会社所有の土地について令和8年2月16日に所有権移転登記が完了し取得したことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、ご指示により、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの専決処分については、Global Agutech株式会社が所有する旧上砂川バイオ社の土地取得について令和8年2月16日に所有権移転登録が完了したことに伴い、令和8年2月25日に専決処分いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める5,000平方メートル以上の土地の取得につきましてご報告し、承認を求めますのでございます。

町が取得した土地につきましては、中町工業団地内の字上砂川70番地51、種別は宅地、地積は1万4,886.87平方メートルで、取得の内容は無償譲渡でございます。

なお、当敷地内にある鉄骨造り亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積4,880.72平方メートルの建物につきましても併せて取得しております。

G l o b a l A g u T e c h社は、平成5年に菌床シイタケのほだ木製造工場として創業した旧上砂川バイオ社から所有権移転を受け、当該土地、建物を管理してきた企業でございます。

今後につきましては、建物の取壊し等も含め検討しながら、新たな企業誘致の候補地として町有地の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

それでは、本文に入らせていただきます。財産の取得について。

次のとおり土地を取得する。

1、土地の所在地、種別、面積。所在、空知郡上砂川町字上砂川。地番、70番地51。種別、宅地。地積、1万4,886.87平方メートル。

2、取得の内容、無償譲渡。

3、取得年月日、令和8年2月16日。

4、取得の相手方、東京都台東区浅草橋1丁目9番12号、G l o b a l A g u T e c h株式会社代表取締役、小西尚夫。

5、専決処分年月日、令和8年2月25日。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 財産の取得に関する専決処分については、原案のとおり承認されました。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1 時 1 7 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

令和 8 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議

午前 1 0 時 5 4 分 散 会

○議事日程 第 2 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 議案第 5 号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について

第 3 議案第 6 号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

第 4 議案第 7 号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

第 5 議案第 8 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第 9 号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第 1 0 号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 8 議案第 1 1 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 9 議案第 1 2 号 令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 0 議案第 1 3 号 令和 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 1 議案第 1 4 号 令和 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 2 議案第 1 5 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 3 議案第 1 6 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第 5 号～第 1 6 号は、質疑・討論・採決とする。

第 1 4 議案第 1 7 号 令和 8 年度上砂川町一般会計予算

第 1 5 議案第 1 8 号 令和 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

第 1 6 議案第 1 9 号 令和 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

第 1 7 議案第 2 0 号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計予算

第 1 8 議案第 2 1 号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計予算

※ 議案第 1 7 号～第 2 1 号は、提案理由・内容説明までとする。

第 1 9 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 7 番 吉 川 洋

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号 議案第 8号 議案第 9号
議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号
議案第15号 議案第16号

○議長（高橋成和） 日程第2、議案第5号から日程第13、議案第16号につきましては既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第5号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第3、議案第6号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第7号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 上砂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第8号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例及び上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第9号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 上砂川町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第10号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第11号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第12号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。藏根議員。

○2番（藏根高史） 22ページの4款1項1目の保健衛生総務費、委託料の2,000万円についてお伺いします。説明に町立診療所指定管理委託料2,000万円とありますが、これは毎年発生するものなののでしょうか。今回限りのものなののでしょうか。毎年順次発生するものなのか教えていただきたいことと、この2,000万円の数字の根拠について、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋成和） 鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） ただいまの藏根議員のご質問にお答えします。

町立診療所の指定管理料につきまして今年度補正計上した2,000万円、こちらはあくまでも令和7年度分の診療所の運営経費に係る費用でございます。後年度以降につきましては、都度指定管理の協定の中で相談しながら検討してまいりたいと思っております。

2,000万円の根拠でございますが、こちらは町立診療所の純粋な収支不足分で、昨日もご説明申し上げましたが、老人保健施設の黒字で今まではこれを賄ってきましたが、老健施設から診療所の収支を賄うことができず純粋な診療所分の赤字分でございます。一部別費目で今回重点支援交付金で支援してまいる部分がありますので、そちらを差引きしました金額となっております。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 伊藤議員。

○6番（伊藤充章） 1点お伺いさせていただきます。

補正予算書12ページ、16款2項2目不動産売払収入、こちら建物売払収入で14万7,000円計上されておりますが、これは文字どおり建物の売払い、建物のみ、土地はついていないことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋成和） 鷲尾課長。

○総務課長（鷲尾仁志） ただいまの伊藤議員のご質問ですが、おっしゃられたとおり建物の売払収入で、土地は町有地でございますが、これまでも貸付けで、それは継続、貸付契約でしていきたいと思っています。

○議長（高橋成和） ほかに本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第13号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和7年度上砂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第14号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和7年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第15号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第16号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号

○議長（高橋成和） 日程第14、議案第17号から日程第18、議案第21号までにつきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算から日程第18、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第17号から議案第21号について提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算から議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、予算書1ページを御覧願います。

議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算。

令和8年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億9,400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

次ページでございます。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、111ページを御覧願います。議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,334万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、121ページを御覧願います。議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,484万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、131ページを御覧願います。議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和8年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,285戸

(2) 年間給水量29万7,390立方メートル

(3) 1日平均給水量815立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益1億2,867万7,000円。第1項営業収益6,761万4,000円。第2項営業外収益6,106万3,000円。

次ページでございます。

支出、第1款水道事業費用1億2,867万7,000円。第1項営業費用1億2,226万7,000円。第2項営業外費用631万円。第3項予備費10万円。

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

(財源については、当年度損益勘定留保資金3,072万3,000円で補てんするものとする。)

支出、第1款資本的支出3,072万3,000円。第1項企業債償還金3,072万3,000円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,479万1,000円

次ページでございます。

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,017万7,000円とする。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、155ページを御覧願います。議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和8年度上砂川町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数965戸

(2) 年間排水量12万796立方メートル

(3) 1日平均排水量331立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益1億991万1,000円。第1項営業収益2,693万1,000円。第2項営業外収益8,298万円。

次ページでございます。

支出、第1款下水道事業費用1億991万1,000円。第1項営業費用1億96万3,000円。第2項営業外費用884万8,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,955万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額99万3,000円、当年度損益勘定留保資金2,856万6,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入6,782万2,000円。第1項企業債2,030万円。第2項他会計補助金139万5,000円。第3項出資金4,605万7,000円。第4項負担金等7万円。

支出、第1款資本的支出9,738万1,000円。第1項建設改良費1,231万2,000円。第2項企業

債償還金8,506万9,000円。

次ページでございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的、流域下水道事業。限度額、1,090万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。
利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、940万円、同上、同上、同上。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,090万8,000円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,326万4,000円とする。

令和8年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、議案第17号から議案第21号までの内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第17号、令和8年度一般会計予算から議案第21号、令和8年度下水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。

お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ説明させていただき、その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、令和8年度各会計予算の大綱1ページでございます。令和8年度予算編成方針でございます。

令和8年度当初予算は、4月に任期満了に伴う町長選挙が執り行われることから、政策的な予算につきましては町長選後の議会に提案すべく各会計とも骨格予算とし、義務的経費や經常経費及び建設事業にあつては補助事業を中心とした予算となっております。

本町の財政状況は、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する財政体質であることから、引き続き効率的かつ健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、本町の魅力ある未来を見据えた事業施策の実施に注力してまいります。

厳しい財政状況下ではありますが、誰もが安心して住み続けられるよう、また生きがいを持って輝いていただけるよう職員全員が知恵を出し合い、限られた財源の有効的活用を目指した予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で28億9,400万円、4特別会計で5億489万円、合計が33億9,889万円となっております。

以下、令和8年度各会計予算の概要についてご説明いたします。初めに、一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は28億9,400万円で、前年度比16.8%、5億8,300万円の減となりました。減額の主な要因は、昨年度に執行いたしました防災行政無線等整備事業、福祉医療センター設備改修事業、上砂川テレビ中継局放送機更新事業などの事業の減によるものですが、本町の重点課題である地域公共交通の確保については地域住民の足を守る観点から引き続き中央バスの路線維持と乗合タクシーの充実化を図ってまいります。有害鳥獣対策については、昨年度は熊出没が非常に多くありましたことから、住環境侵入防止のための草刈り対策経費を拡充するとともに、緊急銃猟に備えた体制を構築してまいります。また、DX関連事業については、AI技術の活用により業務の効率化と住民サービスの向上を図るなどデジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組を推進してまいります。教育、子育て支援対策としては、認定こども園を中心とした各種支援を充実させ、学校教育においては引き続き学校法人との包括連携に加え、ICTを活用した学習支援を図るなど情報化社会に対応できる教育環境の整備充実を図ります。なお、建設事業費につきましては補助事業を中心として、その他の単独事業については町長選挙後において改めてお諮りさせていただきます。

歳入の概要でございます。6ページも併せて御覧願います。町税、個人町民税の増等により、前年度比0.4%増の1億7,656万5,000円としました。

地方交付税、普通交付税で18億1,000万円、特別交付税で1億3,000万円を見込み、総額では前年度比2.3%増の19億4,000万円としました。

国庫支出金、デジタル基盤改革支援補助金、土木建設事業補助金などの減により、前年度比30.1%減の1億8,559万3,000円としました。

道支出金、参議院議員選挙委託金などの減により、前年度比3.1%減の1億1,737万6,000円としました。

寄附金、企業版ふるさと納税の増により、前年度比28.2%増の910万円としました。

繰入金、公共施設等整備基金繰入金、振興公社事業開発基金繰入金などの減により、前年度比93.1%減の500万円としました。

町債、公共施設等整備事業債、消防車両整備事業債、公営住宅債などの減により、前年度比87%減の7,006万6,000円としました。

次に、歳出の概要でございます。7 ページも併せて御覧願います。人件費、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比6.1%増の8億5,091万4,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比1.3%増の3億5,405万4,000円としました。

公債費、令和7年度まで借入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比1.8%減の3億7,734万8,000円としました。

物件費、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比10.3%減の3億8,314万8,000円としました。

維持補修費、道路維持及び公営住宅修繕など、前年度比4.0%減の1億1,841万円としました。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比8.6%減の5億5,896万8,000円としました。

投資的経費、防災行政無線等整備工事及び福祉医療センター設備改修工事など、前年度比94.5%減の3,095万6,000円としました。

貸付金、中小企業融資貸付金により、前年度同額の750万円としました。

繰出金、国民健康保険特別会計など2特別会計、2企業会計繰出金合計で、前年度比0.3%増の2億440万2,000円としました。

積立金、森林環境譲与税積立金など、前年度比89.3%増の530万円としました。

続きまして、各特別会計の予算の概要でございます。5 ページも併せて御覧願います。国民健康保険特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比13.6%減の6,334万8,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比10.1%増の7,484万9,000円としました。

水道事業会計、資本費の簡易水道施設整備事業、配水管整備事業など、前年度比21.9%減の1億5,940万円としました。

下水道事業会計、資本費の公共下水道整備事業など、前年度比13.7%減の2億729万2,000円としました。

令和8年度の主要事業につきましては8ページから16ページまでに掲載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第17号、一般会計でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款町税1億7,656万5,000円、1項町民税9,140万1,000円、2項固定資産税5,270万円、3項軽自動車税614万8,000円、4項町たばこ税2,100万1,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,930万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項森林環境譲与税530万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金10万円、1 項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6 款法人事業税交付金300万円、1 項法人事業税交付金、同額であります。

7 款地方消費税交付金7,010万円、1 項地方消費税交付金、同額であります。

8 款環境性能割交付金100万円、1 項環境性能割交付金、同額であります。

9 款地方特例交付金10万円、1 項地方特例交付金、同額であります。

10 款地方交付税19億4,000万円、1 項地方交付税、同額であります。

11 款交通安全対策特別交付金10万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額であります。

12 款分担金及び負担金77万6,000円、1 項負担金、同額であります。

13 款使用料及び手数料 1 億5,050万3,000円、1 項使用料 1 億3,731万4,000円、2 項手数料 198万9,000円、3 項証紙収入1,120万円。

14 款国庫支出金 1 億8,559万3,000円、1 項国庫負担金 1 億7,488万8,000円、2 項国庫補助金998万8,000円、3 項国庫委託金71万7,000円。

次ページであります。15 款道支出金 1 億1,737万6,000円、1 項道負担金 1 億594万8,000円、2 項道補助金592万7,000円、3 項道委託金550万1,000円。

16 款財産収入1,353万5,000円、1 項財産運用収入1,350万4,000円、2 項財産売払収入 3 万1,000円。

17 款寄附金910万円、1 項寄附金、同額であります。

18 款繰入金500万円、1 項基金繰入金、同額であります。

19 款繰越金3,000万円、1 項繰越金、同額であります。

20 款諸収入 1 億118万6,000円、1 項延滞金、加算金及び過料 1 万1,000円、2 項町預金利子 5 万円、3 項貸付金元利収入750万円、4 項受託事業収入1,162万6,000円、5 項雑入8,199万9,000円。

21 款町債7,006万6,000円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が28億9,400万円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1 款議会費3,605万9,000円、1 項議会費、同額であります。

2 款総務費 2 億9,093万3,000円、1 項総務管理費 2 億2,753万5,000円、2 項徴税費1,555万2,000円、3 項戸籍住民基本台帳費3,886万5,000円、4 項選挙費743万5,000円、5 項統計調査費24万1,000円、6 項監査委員費130万5,000円。

3 款民生費 7 億2,901万3,000円、1 項社会福祉費 6 億6,060万9,000円、2 項児童福祉費 6,588万7,000円、3 項生活保護費208万7,000円、4 項災害救助費43万円。

4 款衛生費 2 億183万2,000円、1 項保健衛生費 1 億70万5,000円、2 項清掃費 1 億112万7,000円。

5 款労働費166万5,000円、1 項労働費、同額であります。

6 款農林水産業費1,123万3,000円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費4,542万円、1 項商工費、同額であります。

8款土木費 2億2,871万2,000円、1項土木管理費9,818万円、2項道路橋りょう費9,763万円、3項住宅費3,290万2,000円。

9款消防費 1億5,705万2,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費 1億6,835万9,000円、1項教育総務費4,381万9,000円、2項小学校費5,340万7,000円、3項中学校費5,299万2,000円、4項社会教育費789万1,000円、5項保健体育費1,025万円。

11款災害復旧費10万円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費 3億7,734万8,000円、次ページであります。1項公債費、同額であります。

13款職員費 6億4,327万4,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が28億9,400万円であります。

次ページであります。第2表、債務負担行為。事項、庁舎用コピー印刷機更新事業、期間、令和8年度から令和12年度まで、限度額、総額418万円以内。

第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。過疎地域持続的発展特別事業、5,360万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

一般廃棄物処理施設整備事業債、1,646万6,000円、同上、同上、同上。

合計7,006万6,000円。

次に、議案第18号、国民健康保険特別会計でございます。112ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款国民健康保険税2,023万1,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料 1万円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金 2,604万2,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入 1,706万5,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入1,706万4,000円。

歳入合計が6,334万8,000円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款総務費6,319万8,000円、1項総務管理費6,227万2,000円、2項徴税費92万6,000円。

2款諸支出金 5万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費 10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が6,334万8,000円であります。

次に、議案第19号、後期高齢者医療特別会計でございます。122ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料4,577万2,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金2,886万2,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入21万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入21万1,000円。

歳入合計が7,484万9,000円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1 款総務費121万1,000円、1 項総務管理費51万6,000円、2 項徴収費69万5,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金7,332万8,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が7,484万9,000円であります。

次に、議案第20号、水道事業会計予算でございます。134ページをお開き願います。令和8年度上砂川町水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款水道事業収益1億2,867万7,000円、1 項営業収益6,761万4,000円、1 目給水収益6,531万6,000円、2 目その他営業収益229万8,000円。2 項営業外収益6,106万3,000円、1 目受取利息及び配当金1,000円、2 目他会計補助金6,017万7,000円、3 目長期前受金戻入88万3,000円、4 目消費税及び地方消費税還付金1,000円、5 目雑収益1,000円。

次ページであります。収益的支出、1 款水道事業費用1億2,867万7,000円、1 項営業費用1億2,226万7,000円、1 目原水及び浄水費2,545万2,000円、2 目配水及び給水費1,190万5,000円、3 目業務費162万円、4 目総係費2,904万1,000円、5 目減価償却費5,423万9,000円、6 目その他営業費用1万円。2 項営業外費用631万円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費398万9,000円、2 目消費税及び地方消費税222万1,000円、3 目雑支出10万円。3 項予備費10万円、1 目予備費、同額であります。

次ページ、資本的支出であります。資本的支出。資本的支出、1 款資本的支出3,072万3,000円、1 項企業債償還金、同額であります。1 目企業債償還金、同額であります。

次に、議案第21号、下水道事業会計予算でございます。158ページをお開き願います。令和8年度上砂川町下水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款下水道事業収益1億991万1,000円、1 項営業収益2,693万1,000円、1 目下水道使用料2,634万3,000円、2 目その他営業収益58万8,000円。2 項営業外収益8,298万円、1 目受取利息及び配当金1,000円、2 目他会計補助金4,186万9,000円、3 目長期前受金戻入4,110万8,000円、4 目消費税及び地方消費税還付金1,000円、5 目雑収益1,000円。

次ページであります。収益的支出、1 款下水道事業費用1億991万1,000円、1 項営業費用1億96万3,000円、1 目管渠費718万2,000円、2 目総係費1,482万7,000円、3 目流域下水道管理運営負担金927万円、4 目減価償却費6,967万4,000円、5 目その他営業費用1万円。2 項営業外費用884万8,000円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費789万円、2 目消費税及び地

方消費税85万8,000円、3目雑支出10万円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入6,782万2,000円、1項企業債2,030万円、1目下水道事業債、同額であります。2項他会計補助金139万5,000円、1目他会計補助金、同額であります。3項出資金4,605万7,000円、1目出資金、同額であります。4項負担金等7万円、1目受益者分担金、同額であります。

次ページ、資本的支出であります。資本的支出、1款資本的支出9,738万1,000円、1項建設改良費1,231万2,000円、1目流域下水道建設負担金、同額であります。2項企業債償還金8,506万9,000円、1目企業債償還金、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 日程第19、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第17号から議案第21号までについて、委員会条例の規定により7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第21号までについては、7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長に藏根議員、副委員長には笹木議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から16日の6日間、議案調査等のため休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、11日から16日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日につきましては常任委員会を、13日と16日の2日間につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしく
お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

令和 8 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 7 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 1 9 分 閉 会

○議事日程 第 3 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 一般質問

第 3 議案第 1 7 号 令和 8 年度上砂川町一般会計予算

第 4 議案第 1 8 号 令和 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 1 9 号 令和 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

第 6 議案第 2 0 号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計予算

第 7 議案第 2 1 号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計予算

※ 議案第 1 7 号～第 2 1 号は、予算特別委員会委員長報告・採決とする

第 8 調査第 1 号 所管事務調査について

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章 7 番 吉 川 洋

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 笹 木 笑 子 議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして多文化共生社会の推進について伺います。

近年グローバル化の進展により、人や情報の往来がますます活発になっています。本町においても、調査時点ですが、在留外国人として4か国39人の方が生活されています。令和5年から比べると10人増えており、公営住宅等で居住していますが、近隣の方との関わりは少ない状況です。また、外国人同士の交流の機会はあるようですが、地域、町民との交流には至っていない状況です。特定技能、特定実習者の方が大半で受入れ企業のサポートが行き届いていると推測されますが、災害、地震、火災などの発生時の日本語での情報提供が理解できない方やイベント等に対しての情報の取得が困難と懸念されます。地域、町民との交流などの相互理解の機会がないことにより、文化の違いや言葉の壁を持った外国の方々との行き違いが発生しているとも聞きます。今後も働き手の確保からも外国にルーツを持つ方の存在は本町において大切な力になると推測します。外国人との共生社会の実現は、町民にとっても国際社会を見据えた人材を育てていく上で外国人のためだけのものではなく、行政、企業、地域、ひいては社会全体の成長を促すものとしての取組が重要になってくると考えます。本町でも公式ホームページでは生活情報を多言語化で発信していますが、災害時や緊急

時に確実に情報が届く整備が必要かと考えます。取組事例として、多言語生活情報ガイドの配布、防災情報の多言語配信などによる安心、安全の確保や言葉や文化の壁を越えて地域の行事へのお誘い、料理交流会、スポーツ交流会などで顔の見える交流を深めている自治体もあります。双方にとって安心して暮らし、働き、地域の一員として定着していくことは、外国人からも選ばれる町につながると考えます。このように多文化共生は労働力不足への対応にとどまらず、地域の存続や企業の成長、多様性に富んだ社会の実現に向けて大きなメリットをもたらすと考えるところから、多文化共生の推進が重要と考えます。

そこで、2点についてお伺いいたします。1点目、言語、文化の違いを踏まえ、共に安心して暮らせる環境づくりのための体制構築についての考え、2点目、災害発生時、緊急時に安心して行動できるよう、どのような支援や情報発信を想定されているか、お考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 3番、笹木議員のご質問、多文化共生社会の推進についてお答えいたします。

全国的に深刻な労働力不足を解消するため、国においては平成5年に技能実習制度を、令和元年には特定技能制度を創設し、外国人労働者を受け入れており、本町の外国人登録者は今年2月末時点で41名で、そのほとんどがこの制度により本町で就労しているところであります。国籍別では、インドネシア、ベトナム国籍の方が9割を占め、4か国の方が本町で生活し、年々増加しており、外国人労働者は地域経済を支える上で欠かすことのできない存在となっています。一方で、言語や文化、生活習慣の違いから生じる様々な課題への対応が求められており、外国人住民と地域住民が共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現は本町にとっても重要な課題と捉えています。

議員1点目のご質問、言語、文化の違いを踏まえ、共に安心して暮らせる環境づくりのための体制構築についての考えにつきましては、外国人の方々が地域社会に溶け込み、安心して生活するためには行政と地域が一体となった環境整備が必要と考えております。本日の北海道新聞にも掲載されましたが、今月15日にはまちの駅ふらっとにおいて集落支援員が中心となり、本町に居住する外国人を対象として上砂川町外国人交流会を23名の参加の下開催し、まずは参加者同士が親睦を深めることを主眼としており、地域のつながりづくりの第一歩として位置づけ、将来的にはサポートネットワークの設立を目指しております。また、日常生活における言語の壁を解消するため、現在英語表記の品名別ごみ分別一覧を作成中であり、引き続き多言語での情報提供の充実を図ってまいります。さらに、地域とのつながりが重要であることから、地域の行事やお祭り等に外国人住民の方々にも積極的にご参加いただけるよう主催団体の協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

2点目の災害発生時、緊急時に安心して行動できるよう、どのような支援や情報発信を想定しているかにつきましては、災害発生時は町ホームページや公式ライン及び登録制メー

ルの運用により災害情報の発信に取り組んでおり、本年4月から新たに運用する防災行政無線での情報発信など情報伝達手段の多様化を推進しております。町ホームページにつきましては、英語やインドネシア語を含む6か国語での対応が可能であり、新たな外国語表記の追加も対応できることから、外国人住民への情報発信においても有効な手段と考えております。避難場所等の周知につきましては、現状では主に受入れ事業所を通じた対応に委ねている部分が多いことから、今後は上砂川町外国人交流会や構築を目指すサポートネットワークの活用により平時から顔の見える関係づくりを進めるとともに、各事業所とも連携しながら協力体制を整えてまいります。また、外国人住民が多く居住する自治体の取組も参考にしながら、多言語対応を含む緊急時の情報伝達方法についても検討してまいります。

引き続き関係機関や各事業所と連携を図りながら、多様な文化をお互いが理解し合い、人権が尊重される友好的な関係の構築と支援体制の整備に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 答弁で一定の考え方については理解いたしました。ありがとうございます。

地域で共に暮らす子供たちが自然に国際感覚を育てていくことがとても大事だと考えます。その視点が入っていると思いますので、今後そのような形でお願いしたい。

質問ですが、防災訓練等への参加促進についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの笹木議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） ただいまの笹木議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

共に暮らす子供たちが大事だということについては、今後検討させていただきたいと思っています。

○議長（高橋成和） 鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 笹木議員の防災訓練の外国人の参加につきまして、国の防災計画や、それを基本とした道の防災計画でも、外国人の教育の部分で防災教育をうたっておりまして、民間と一体となった防災訓練の参加がうたわれております。当町においてもどんどん人数が増えてきておりますので、何らかの形で防災訓練に参加できるように、また事業主の方、企業の方が中心となって取り組めるような手法を考えていければいいと考えております。

以上になります。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算、日程第4、議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算、日程第7、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算につきましては、予算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際5件を一括して予算特別委員長より審査結果の報告を求め、その後質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、藏根予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（藏根高史） 予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件につきまして3月13日に慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算であります、討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいま予算特別委員会委員長より、議案第17号から議案第21号までについてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

それでは、順次採決を行ってまいります。

議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決

いたしました。

議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和８年第１回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前１０時１９分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

令和 8 年第 1 回定例会予算特別委員会会議録（第 1 号）

3 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会

午後 2 時 2 5 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第 1 7 号 令和 8 年度上砂川町一般会計予算

議案第 1 8 号 令和 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

議案第 1 9 号 令和 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 0 号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計予算

議案第 2 1 号 令和 8 年度上砂川町下水道事業会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（藏根高史） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

10日の定例本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら、本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、令和8年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が28億9,400万円、特別会計を合わせますと33億9,889万円となり、前年度と比較しますと6億6,381万円の減となる予定となっております。本年は、町長選挙が執り行われることから、骨格予算とされており、義務的経費や経常的な事務経費などを中心とした予算と思われますが、一部には新規事業や継続事業の中にも重要な施策もございますので、本特別委員会といたしましてもその辺りを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

◎開会の宣告

○委員長（藏根高史） ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（藏根高史） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（藏根高史） ここで奥山町長よりご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日から令和8年度の一般会計当初予算はじめ、2特別会計、2企業会計の審議をいただきます。委員各位の活発なご審議をお願い申し上げます。

令和8年度の予算につきましては、さきの予算大綱でも触れさせていただきましたが、4月に町長選挙が行われることから、義務的経費、経常経費を中心とした骨格予算となつていくところでございます。

本町の財政状況につきましては、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する財政体質でありますから、限られた財源を有効的に活用しなければならないということで、当初予算におきましては公共性、緊急性、必要性を最大限考慮した内容とな

っております。

予算の概要につきましては、ただいま委員長のほうからお話ございましたが、一般会計は28億9,400万円、特別会計、企業会計の合計で5億488万9,000円、合わせて総額33億9,889万円となっております。前年度対比6億6,381万1,000円、16.3%の減となっておりますが、主な減額の要因につきましては投資的経費であります防災行政無線整備事業、水槽付消防自動車の更新、医療センターの空調設備等の建設事業費の減によるものが主な要因となっております。冒頭申し上げましたとおり、本年4月に町長選挙を控えての当初予算であります。骨格予算となっておりますが、本予算への肉づけにつきましては町長選挙終了後の議会等において各種優先すべき課題を併せて新たな視点による予算づけをしていきたいと考えているところであります。今後におきましても地域交通の問題、地域医療の問題など多くの課題を抱えての行政運営となりますが、将来に向かって希望ある町づくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご協力お願い申し上げます。

予算の内容につきましては、この後各担当課長からご説明申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（藏根高史） それでは、これより議事に入ります。

議題の（１）、予算特別委員会の日程について谷議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（谷 禎規） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次ページを御覧いただきたいと存じます。審査日程は、本日13日と16日の2日間を予定しておりますが、進行状況により一般会計終了後、各特別会計の審査も行いたいと考えております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議いただき、その後令和8年度一般会計予算から審査をいたします。初めに、歳出を審査していただき、その後歳入の順で進めてまいります。その後国民健康保険、後期高齢者医療の各特別会計と水道事業会計、下水道事業会計について一般会計と同様に審査をしていただきたいと思います。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を全て終え、16日には国民健康保険、後期高齢者医療の各特別会計と水道事業会計、下水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上、付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（藏根高史） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

◎予算審査の方法について

○委員長（藏根高史） 議題の（２）、予算審査の方法について谷議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（谷 禎規） 予算審査の方法について説明をいたします。

３月10日の本会議において提案理由、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに各担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、政策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案ごとに行うことといたします。

なお、説明者には一般会計、特別会計ともに担当課長にお願いし、補助者として参事及び主幹の出席をお願いしております。

以上、審査方法についての説明を終わります。

○委員長（藏根高史） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（藏根高史） 議題の（３）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（藏根高史） 議題の（４）、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第１７号

○委員長（藏根高史） それでは、議案第17号 令和８年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1 款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。谷議会事務局長。

○事務局長（谷 禎規） それでは、議会費について説明をいたします。

予算書の32ページを御覧願います。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、本年度予算額3,605万9,000円、前年度比較127万9,000円の減で、主な増減につきまして説明いたします。1 節報酬、本年度予算額1,983万1,000円、前年度比較で12万7,000円の増は、委員会等の構成替えを行った際に発生する日割り分の増によるものでございます。4 節共済費、本年度予算額464万4,000円、前年度比較で38万3,000円の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。8 節旅費、本年度予算額58万円、前年度比較で103万5,000円の減は、任期中4年に1回行われます道外研修旅費の減によるものでございます。その他については、昨年とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（藏根高史） 以上で1 款議会費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

予算書32ページ、33ページ、1 款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、1 款議会費について質疑を打ち切ります。

2 款総務費に入ります。総務費については、鷺尾総務課長、山崎企画課長、佐藤住民課長、齊藤教育次長、谷監査事務局長に順次説明を求めてまいります。初めに、鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、総務費のうち総務課が所管しております予算につきましてご説明申し上げます。

34ページを御覧ください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額7,026万2,000円、前年度比較で384万7,000円の増でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものであります。主な増減につきまして説明いたします。1 節報酬、本年度予算額523万円、前年度比較で237万円の増でございます。こちらの増額要因は、臨時筆耕として事務職1名を他の費目から移行したことによるものでございます。4 節共済費、本年度予算額1,168万円、前年度比較で69万円の増でございます。会計年度任用職員22名の社会保険料等を計上しておりますが、給与改定や共済掛け率の改定により増額となるものでございます。35ページに移りまして、12 節委託料、本年度予算額1,923万9,000円、前年度比較で77万5,000円の増でございます。こちらの増額要因は、物価高騰、労務費上昇に伴う各種委託料の増によるものでございます。

37ページに移りまして、財政管理費につきまして、財務業務に係る経費を計上するものでありますが、前年同額につき、説明を省略させていただきます。

5 目財産管理費、本年度予算額1,502万3,000円、前年度対比1 億5,536万6,000円の減でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。増額の主な要因について説明いたします。12 節委託料、本年度予算額118万1,000円、前年度比較で310万円の減

でございます。令和7年度執行の公共施設再生可能エネルギー設置事業で太陽光発電及び蓄電池の設備整備に係る設計業務委託の減によるものです。また、工事請負費について、令和7年執行の公共施設除却事業と福祉医療センター空調設備整備事業が終了したことにより皆減となり、1億5,024万円の減となるものでございます。

38ページをお開きいただきまして、6目企画費、本年度予算額372万3,000円、前年度比較で1億3,951万8,000円の減でございます。本目は、主に防災関係の経費や加盟団体の負担金等を計上するものであります。増額の主な要因について、令和7年度に執行の防災行政無線整備事業1億3,900万円の減に加え、防災のアナログ基地局の廃止に伴うデジタル基地局設置完了により48万5,000円が減となるものでございます。

7目公平委員会費、本年度予算額1万9,000円、前年度比較で6,000円の増は、委員報酬の改定によるものです。

続きまして、39ページ、8目交通安全対策費でございます。本年度予算額544万2,000円、前年度対比95万1,000円の増でございます。こちらは、1節報酬において婦人交通指導員の報酬改定による6万6,000円の増と10節需用費において支柱等の腐食が進んでいるカーブミラー5基の修繕料88万7,000円を計上したことによるものです。

9目諸費でございます。本年度予算額249万6,000円、前年度対比15万円の増です。本目は、表彰関係予算、弔慰金のほか、各種負担金、来客用などに要する予算を計上するものでありますが、18節において近年会議出席負担金等の額が引上げされている傾向にございますので、15万円を増額するものであります。

続きまして、46ページ、47ページに参りまして、選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額26万2,000円、前年度比較で5万9,000円の増は、選挙管理委員会委員の報酬改定によるものです。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円は、前年同額につき、説明を省略いたします。

3目町長選挙費、本年度予算額435万円、前年度比較で341万5,000円の増は、本年4月1日以降に要する選挙事務経費でございます。

48ページに参りまして、4目北海道知事道議会議員選挙費、本年度予算額281万4,000円、皆増でございます。令和9年4月22日に任期満了を迎えます北海道知事選挙と4月29日に任期満了を迎えます道議会議員選挙に関しまして令和8年度に要する選挙事務経費等を計上するものでございます。

なお、49ページ、参議院議員選挙費は、廃目となります。

以上、2款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 2款総務費のうち企画課の所管事項につきまして、主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書36ページをお開きください。2目文書広報費でございます。本年度予算額907万8,000円、前年度比較13万5,000円の減でございます。10節需用費357万7,000円の計上で、前

年度比較20万3,000円の増は、町広報印刷費の単価上昇によるものでございます。なお、予算書の説明欄には記載がございませんが、昨年度に更新しました広報用パソコンの購入費33万3,000円が皆減となったため、全体としては減額となっております。

次に、41ページをお開きください。11目地域振興費でございます。本年度予算額4,172万3,000円、前年度比較4,700万7,000円の減でございます。本年度よりシェアハウスにつきましては施設の維持管理について上砂川振興公社へ指定管理として指定することから、これまで各節に計上しておりました管理経費を12節の委託料へ移行しております。1節報酬164万5,000円、前年度比較156万1,000円の減及び4節共済費14万6,000円、前年度比較21万8,000円の減は、地域プロジェクトマネージャーの任期が本年7月末までとなるため4か月分の計上になったことによる減額でございます。10節需用費210万円、前年度比較181万6,000円の減は、シェアハウスの指定管理移行に伴い燃料費や光熱水費を12節委託料へ計上替えしたことによる減及び昨年度作成いたしましたふるさと納税パンフレット等の作成経費69万3,000円の減によるものでございます。12節委託料1,412万2,000円、前年度比較293万2,000円の減は、シェアハウスの指定管理料として400万円を計上したことにより前年と比較し278万円の増となったことが主な要因でございます。42ページを御覧ください。17節備品購入費10万円、前年度比較10万円の減及び18節負担金、補助及び交付金656万8,000円、前年度比較128万6,000円の減につきましても同じくシェアハウスの指定管理移行に伴い経費を12節委託料に含めて計上したことによる減額でございます。なお、予算書には記載ませんが、昨年度実施いたしましたテレビ中継局放送機器更新事業4,400万円が事業完了により皆減となったため、総額で大幅な減額となっております。

次に、12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額3,853万2,000円、前年度比較1,342万円の増でございます。本目は、地域おこし協力隊の人件費と活動経費を計上しております。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の通勤手当を合わせた人件費総額は2,821万4,000円で、前年度比較902万5,000円の増、地域おこし協力隊の現隊員6名に加え、新規2名の8名分を計上したことによるものでございます。10節需用費210万円、前年度比較51万円の減は、修繕料によるもので、昨年度協力隊が趣芸館において実施する木工ワークショップやふるさと納税返礼品開発事業のための加工機械や木材搬入等のための搬入口の改修が完了したため減額となっております。12節委託料200万円、前年度比較皆増となっております。昨年6月補正で計上いたしました外国人隊員の活動費について本年度は当初予算として計上するものでございます。13節使用料及び賃借料282万5,000円、前年度比較152万4,000円の増は、隊員の住宅借り上げ料でございます。昨年度は、単身用1室でしたが、本年度は2室を追加計上したことによる増額でございます。18節負担金、補助及び交付金220万1,000円、前年度比較107万6,000円の増は、協力隊起業支援補助金として2件分を計上したことによるものでございます。

次に、13目集落支援員事業費でございます。本年度予算額421万3,000円、前年度比較20万5,000円の増でございます。本目におきましては、集落支援員1名分の人件費と活動経費を

計上しております。1 節報酬、3 節職員手当等、4 節共済費、そして 8 節旅費の通勤手当を合わせた人件費総額は 387 万 3,000 円、前年度比較 22 万円の増は、集落支援員の定期昇給によるものでございます。

次に、49 ページを御覧ください。5 項統計調査費、1 目諸統計調査費でございます。本年度予算額 24 万 1,000 円、前年度比較 309 万 4,000 円の減でございます。減額の主な要因といたしましては、令和 7 年度に 5 年に 1 度の国勢調査が実施されましたが、本年度はその調査が完了したため関連経費が減となったことによるものでございます。

以上をもちまして総務費における企画課所管の予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 続きまして、佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤利哉） 2 款総務費のうち住民課が所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

予算書は 37 ページでございます。4 目会計管理費、本年度予算額 146 万円、前年度比較 219 万 9,000 円の減でございます。本目は、会計業務に係る経費を計上しております。11 節役務費 134 万 1,000 円、前年度比較 2 万 6,000 円の増で、送金手数料の単価改正によるものでございます。なお、昨年度は 1 節報酬及び 3 節職員手当等に会計年度任用職員の報酬及び期末手当等分を計上しておりましたが、1 目一般管理費への予算の組替えにより皆減となっております。その他は、前年度同額の予算計上につき、説明を省略させていただきます。

次に、44 ページをお開き願います。2 項税徴費、1 目税務総務費、本年度予算額 16 万 1,000 円、前年度比較 1 万 6,000 円の増でございます。本目は、固定資産評価審査会委員の報酬及び税務業務に係る旅費、需用費を計上しております。1 節報酬 1 万 9,000 円、前年度比較 6,000 円の増は、委員報酬の引上げによるものでございます。10 節需用費 8 万 2,000 円、前年度比較 1 万円の増は、固定資産評価に関する書籍の購入費によるものでございます。その他は、前年度と同額予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2 目賦課徴収費、本年度予算額 1,539 万 1,000 円、前年度比較 575 万 6,000 円の増でございます。主な増減としまして、10 節需用費 115 万 3,000 円、前年度比較 60 万 9,000 円の減は印刷製本費におきまして納税通知書等の送付用の窓つき封筒やシステム変更による払込票などの印刷物の減少によるものでございます。12 節委託料 708 万 1,000 円、前年度比較 348 万 6,000 円の増は、税制改正に係るシステム改修費並びに地方税電子申告に係るシステム改修業務等の増と昨年度まで計上しておりました地方税電子申告サービス利用料 116 万 2,000 円を 13 節使用料及び賃借料へ組替えによる減との相殺等によるものでございます。13 節使用料及び賃借料 610 万 6,000 円、前年度比較 275 万 6,000 円の増は、システム標準化移行による税システム使用料 159 万 4,000 円の増と先ほど説明しました 12 節委託料に計上しておりました地方税電子申告サービス利用料の組替えによる増でございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費に参ります。3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基

本台帳費、本年度予算額3,886万5,000円、前年度比較5,931万9,000円の減でございます。次ページをお開き願います。11節役務費 7万4,000円、前年度比較33万3,000円の減は、昨年度計上した戸籍に振り仮名を記載するための通知書発送用郵便料の減でございます。12節委託料657万7,000円、前年度比較5,533万4,000円の減は、昨年度計上した総合行政システム標準化、共通化改修業務等の減とガバメントクラウド保守委託料や各システム改修業務、機器保守による増との相殺でございます。主なものでは、総合行政システム機器保守では保守期間の延長によりまして30万円の計上、昨年度計上した総合行政システム標準化、共通化改修業務、戸籍の振り仮名通知業務、中空知広域圏戸籍システム機器更新を含む保守が業務完了によりおのおの皆減となっております。住民基本台帳ネットワーク機器保守では、機器更新が終了によりまして225万9,000円の減、住基、戸籍システムでは標準化に係る戸籍付票システム改修業務で895万7,000円減の188万1,000円を計上しております。13節使用料及び賃借料2,951万4,000円、前年度比較35万9,000円の増は、ガバメント使用料では176万6,000円の減、戸籍システムクラウド使用料は利用月数の増により350万6,000円の増、総合行政システム使用料は標準化移行により33万1,000円の増、機器賃借料では9月に利用事務機器の更新分を含め140万4,000円を計上しております。18節負担金、補助及び交付金223万7,000円、前年度比較383万7,000円の減は、社会保障・税番号システムのデータセンターである中間サーバープラットフォーム更新事業に係る負担金の減により地方公共団体情報システム機構の負担金277万6,000円の減、戸籍システム更新によりまして中空知広域圏戸籍システム共同運用協議会の負担金106万1,000円が減によるものでございます。なお、昨年度は17節備品購入費に標準システム移行に伴う備品購入経費を計上しておりましたが、今年度は皆減となっております。その他につきましては、前年度と同額ですので、説明は省略させていただきます。

以上で住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 続きまして、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） それでは、総務費のうち教育委員会が所管いたします予算について、主な項目につきましてご説明いたします。

40ページでございます。10目町民センター管理費、本年度予算額3,277万5,000円、前年度比較472万7,000円の増となっております。1節報酬、本年度予算額249万6,000円、前年度比較19万5,000円の増で、主な要因は会計年度任用職員の報酬単価の増によるものでございます。10節需用費、本年度予算額1,504万6,000円、前年度比較434万6,000円の増で、主な要因は燃料費の増のほか、各会計予算の大綱8ページの主要事業一覧にも記載のとおり、町民センター改修事業といたしまして修繕料で館内トイレの洗浄便座設置更新並びに正面入り口の自動ドア更新に要する経費を計上したことによるものでございます。12節委託料、本年度予算額1,419万4,000円、前年度比較18万3,000円の増で、主な要因は委託事業者の人件費等の増によるものでございます。その他の費目につきましては、おおむね前年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、総務費に係る教育委員会所管の予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史）　続きまして、谷監査事務局長。

○監査事務局長（谷　禎規）　それでは、監査委員費について説明いたします。

49ページでございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額130万5,000円、前年度比較12万1,000円の増で、本費目は監査業務に関わります経費を計上するものでございます。1節報酬、本年度予算額118万6,000円、前年度比較で10万6,000円の増は、監査委員の月額報酬額が増となったことによるものでございます。その他については、昨年とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（藏根高史）　以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

予算書34ページから38ページ、1項総務管理費、1目一般管理費から6目企画費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史）　ないようですので、打ち切ります。

次、38ページから44ページ、7目公平委員会費から13目集落支援員事業費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文）　予算書41ページになります。11目地域振興費の中から1節報酬のところ、地域プロジェクトマネージャー、先ほどの説明によりますと任期が7月末までという部分の予算計上というお話でしたけれども、本町のホームページを見ますと令和5年に地域プロジェクトマネージャーの募集をしたようなのですが、まず1点目、その募集をして、それ以降募集をしなかったのかどうかという説明をお願いしたいと思います。

2点目、この地域プロジェクトマネージャー、7月以降の今後の対応についてどう考えておられるのか、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（藏根高史）　山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩）　お答えいたします。

地域プロジェクトマネージャーの募集に関しましては、現在は勝長プロジェクトマネージャーをお願いしておりまして、期間は3年間でございましたので、任期が今年度の7月で終わることになっております。その間募集はしていなかったのかにつきましては、募集しておりませんでした。

2点目のご質問ですが、7月末までは今の勝長プロジェクトマネージャーをお願いいたしまして、8月以降については地域プロジェクトマネージャーが必要かどうかを検討して、必要があれば募集をしていきたいと考えております。

○委員長（藏根高史）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史）　ないようですので、打ち切ります。

次に、44ページから49ページ、2項徴税費から6項監査委員費までについて一括質疑を受

けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費についての質疑を打ち切ります。

次、3款民生費に入ります。民生費については、戸田福祉課長、沼医療保険担当課長、林健康推進課長に順次説明を求めてまいります。初めに、戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） それでは、3款民生費のうち福祉課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

50ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額3億7,111万7,000円、前年度比較で267万7,000円の増でございます。7節報償費748万8,000円の計上で、前年度比較24万5,000円の減は、全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。続きまして、51ページを御覧ください。19節扶助費でございます。3億1,553万1,000円の計上で、前年度比較736万3,000円の増となっております。これは、障害者自立支援給付費の増と社会福祉施設、老人施設入所措置の対象者の減の相殺によるものでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。2目老人福祉費でございます。本年度予算額826万8,000円、前年度比較12万5,000円の増でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。7節報償費446万2,000円の計上で、前年度比較24万8,000円の減となっております。これは、長寿祝品贈呈事業の対象者の減によるものでございます。10節需用費64万3,000円の計上で、前年度比較230万円の増となっております。これは、隔年で作成しております高齢者生活応援ガイドを本年度配布するため印刷製本に係る経費を計上したところによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金49万7,000円の計上で、前年度比較23万3,000円の増は、老連会計の繰越金調整のため中止していた老連への補助について再開したことによるものでございます。

次に、3目社会福祉施設費でございます。本年度予算額1,166万6,000円、前年度比較40万4,000円の増、本目は東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しております。53ページを御覧ください。10節需用費131万4,000円の計上で、前年度比較26万9,000円の増となっております。これは、東山高齢者住宅非常警報装置及びふれあいセンター検漏量水器の更新によるものでございます。

4目介護保険費でございます。本年度予算額1億3,904万5,000円、前年度比較84万9,000円の増でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴う関係予算を介護保険費に計上するものでございます。54ページを御覧ください。12節委託料862万8,000円の計上で、前年度比較50万9,000円の減となっております。これは、包括的支援事業に係るかかりつけ医師研修に係る経費が減額となったことによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金1億2,582万4,000円の計上で、前年度比較160万3,000円の増となっております。これは、空知中部広域連合負担金の増と昨年度認知症老人と共に歩

む会25周年記念事業補助金20万円分の減の相殺によるものでございます。

5目地域包括支援センター費でございます。本年度予算額2,412万6,000円、前年度比較180万7,000円の減でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係る嘱託保健師を含む4名の人件費等を計上しております。1節報酬385万5,000円の計上で、前年度比較41万2,000円の増となっております。これは、嘱託保健師の報酬増と臨時介護支援専門員の勤務日数の調整の相殺によるものでございます。2節給料998万4,000円の計上で、91万1,000円の減となっております。これは、職員の役職定年による減でございます。3節職員手当等537万2,000円の計上で、91万円の減についても2節同様でございます。4節共済費308万9,000円で、前年度比較31万1,000円の減についても2節同様でございます。

60ページを御覧ください。3項生活保護費、2目扶助費、本年度予算額207万7,000円、前年度比較19万8,000円の減でございます。これは、高齢者等冬の生活支援事業交付金の対象者減によるものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額43万円、前年同額でございます。

以上で民生費に係ります福祉課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） では、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○委員長（藏根高史） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 申し訳ありません。1点訂正をさせていただきます。

52ページを御覧ください。先ほど10節需用費64万3,000円の計上のところで前年度比較230万円増と申し上げましたが、単位の読み違いで、23万円の増でございます。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（藏根高史） 続きまして、沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、3款民生費の医療保険担当所管分についてご説明いたします。

50ページになります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費の印刷製本費6万9,000円のうち1万8,000円が重度心身障害者医療用となっており、前年同額でございます。11節役務費、2行目、重度心身障害者医療事務の手数料として12万5,000円、前年比2万4,000円の減となっております。対象件数見込みの減によるものでございます。次ページに参ります。13節使用料及び賃借料のうち医療費助成システムの保守、利用料として114万1,000円、前年比7万5,000円の増、若干の値上げによるものでございます。19節扶助費のうち重度心身障害者医療費として544万1,000円、前年比147万4,000円の減、対象見込み件数の減によるものでございます。27節繰出金2,604万2,000円、前年比512万6,000円の減、国民健康保険基盤安定等繰出金として上砂川町国民健康保険特別会計に繰り出しするものでござ

います。

次に、7 目後期高齢者医療費に参ります。56ページをお開きください。7 目後期高齢者医療費 1 億291万8,000円、前年比214万7,000円の増でございます。1 節報酬360万8,000円、前年比 3 万8,000円の減、日額の会計年度任用職員の雇用日数精査によるものでございます。3 節職員手当等36万8,000円、前年比 2 万7,000円の増、支給対象となる月額の会計年度任用職員の報酬改正に伴う増額でございます。8 節旅費、通勤手当分でございますが、1 万3,000円、前年比 1 万5,000円の減、1 節と同様、日額の会計年度職員の雇用日数の精査によるものでございます。10 節需用費、消耗品費 4 万6,000円、前年同額でございます。11 節役務費 13 万円、前年比6,000円の減、受診券等の発送人数、対象人数の減によるものでございます。12 節委託料235万3,000円、前年比36万6,000円の増でございます。後期高齢者健康診査の受診率向上に伴いまして受診人数が増となっておりますことから、増額となっております。次ページ、57ページを御覧ください。18 節負担金、補助及び交付金6,753万8,000円、前年比42万8,000円の減、北海道後期高齢者医療広域連合に市町村定率負担分として納付する療養給付費負担金として計上するものでございます。27 節繰出金2,886万2,000円、前年比224万1,000円の増、後期高齢者医療基盤安定等繰出金として上砂川町後期高齢者医療特別会計に繰り出しするものでございます。

2 項児童福祉費に参ります。1 目児童福祉総務費の医療保険担当所管分をご説明いたします。10 節需用費、印刷製本費20万1,000円のうち 2 万5,000円をひとり親家庭及び乳幼児医療に係る分として計上しておりまして、前年同額でございます。11 節役務費、それぞれ対象見込み件数の減によりまして、ひとり親家庭等医療費事務用手数料 4 万1,000円、前年比 5,000円の減、乳幼児医療費事務用手数料 9 万4,000円、前年比 2 万4,000円の減となっております。なお、養育医療事務用手数料は、前年同額1,000円を計上しております。次ページ、58ページになります。19 節扶助費になります。ひとり親家庭等医療費165万1,000円、前年比 12 万9,000円の増、1 行置きまして乳幼児医療費356万4,000円、前年比 9 万円の増、見込み件数は減少しておりますが、1 件当たりの医療費の増により、それぞれ増額となっております。養育医療費80万円は、前年同額でございます。

以上、医療保険担当の所管分でございます。

○委員長（藏根高史） 続きまして、林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、3 款民生費のうち健康推進課の所管事項について、主な増減を中心にご説明申し上げます。

55ページを御覧ください。6 目介護予防費でございます。本年度予算額346万4,000円、前年度比較62万5,000円の減、本目は高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう要介護状態になることを予防するとともに、既に認定を受けている方の重度化を防止することを目的とした各種事業費を計上しております。1 節報酬13万1,000円の減は、令和 8 年度保健師 1 名、栄養士 1 名の採用による会計年度任用職員の雇用日数の見直しによるものです。次ページです。13 節使用料及び賃借料50万6,000円の減は、介護予防事業の I C T

化を町の公式ラインを用いて実施することによる使用料の減でございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

57ページを御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,937万1,000円、前年度比較144万4,000円の減、本目は次世代を担う児童の健全な育成と安心した子育てができる環境づくりを推進するための経費を計上しております。主な内容は、児童手当の給付、子育て支援として町独自で行っております育児用品購入券贈呈事業、砂川市通園センター負担金となっております。12節委託料49万9,000円の計上で、前年度比較33万4,000円の増は、妊婦のための支援給付の情報連携システム改修費に伴うものでございます。13節使用料及び賃借料17万5,000円の計上で、前年度比較32万9,000円の減は、標準化に伴う児童手当システム利用料の減額によるものでございます。次ページです。18節負担金、補助及び交付金612万2,000円の計上で、前年度比較40万5,000円の減は、令和8年4月から砂川市の天使幼稚園に通園する子供がいないことによる減でございます。19節扶助費、児童手当2,526万5,000円の計上で、前年度比較139万5,000円の減は、対象数の減によるものでございます。

次に、2目認定こども園等複合施設費でございます。本年度予算額2,651万6,000円、前年度比較45万6,000円の減、本目は認定こども園複合施設として児童館及び認定こども園の運営に関わる経費を計上しております。10節需用費40万2,000円の減は、給食の食数の計算方法を精査し、給食費129万円の減、こども園の園庭の土補修等による修繕料61万5,000円の増の相殺でございます。その他につきましては、ほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で3款民生費に係ります健康推進課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で3款民生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

予算書50ページから53ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から3目社会福祉施設費までについて質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。笹木委員。

○3番（笹木笑子） 50ページ、1社会福祉費、1社会福祉総務費で区分1報酬、障害者地域自立支援協議会委員について昨年度は1万6,000円で、今年度4万8,000円と3倍になりますが、これは委員の数と何かございますでしょうか。

○福祉課長（戸田晋一） ただいまのご質問について、資料を確認の上正確にお答えしたいため、委員長、暫時休憩をお願いいたします。

○委員長（藏根高史） では、暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○委員長（藏根高史） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） ただいまのご質問、障害者地域自立支援協議会委員の報酬についてですが、自立支援協議会委員報酬の単価が2,000円から3,000円に上がったところが主な要因でございます。人数は変わりません。

○3番（笹木笑子） 人数変わらず、単価が1,000円の増額となったが、予算額が3倍に増額した理由について、お聞きしたかったのですが。

○委員長（藏根高史） 笹木委員、挙手の上ご発言願います。

戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 実施回数が、今年度計画策定の年となりまして、2回になったことが大きな要因の一つでございます。

○委員長（藏根高史） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

次、53ページから57ページ、4目介護保険費から7目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。笹木委員。

○3番（笹木笑子） 56ページ、介護予防費で12委託料について、金額的にはそう変わらないのですけれども、説明の中で健康運動指導士がたしか昨年が193万2,000円、今年度204万6,000円、それで理学療法士が昨年45万4,000円、今年42万円に変わっておりますが、介護予防で何か意図があってこの金額変わったのでしょうか。

○委員長（藏根高史） 林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） 健康運動指導士と理学療法士について、対象者に合わせて健康運動指導士が訪問したらいいか理学療法士が訪問したらいいか対象者に応じて職種を選んでいますが、令和8年度は健康運動指導士を1回増やして理学療法士を1回減らしたことによって金額に差が出ております。

○委員長（藏根高史） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、57ページから60ページ、2項児童福祉費から4項災害救助費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文） 予算書60ページです。3項生活保護費の中から2目扶助費の19節扶助費、高齢者等冬の生活支援事業についてお伺いします。

初めに、予算の大綱の10ページにも掲載されておりますが、予算の大綱、金額が予算書と若干違っていますので、お知らせしておきます。

まず、この高齢者等冬の生活支援事業について、物価高騰の折、本当にありがたい施策だと思っています。ただ、申請の方法が11月から2月の寒い中、役場に来なければいけないという部分の負担軽減が図られればもっと利用する方も増えるのではないかと考えられますが、この辺の考えはどうなのでしょう。

○委員長（藏根高史） 戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 当初予算の段階では、委員ご指摘の件については考えてございませんが、今後事務レベルでまず検討していきたいと思います。

あと、事業費の関係ですが、扶助費の中には事務費は入ってございません。ですから、印刷製本費等足すと予算の大綱の事業費になりますので、ご参照いただければと思います。

○委員長（藏根高史） 林副町長。

○副町長（林 智明） 今小澤委員の質問について、冬期間に役場に来なければならないという話ですが、支援金は業者のほうに支払いますので、業者のほうが請求に来るという形…

〔「申請」と呼ぶ者あり〕

○副町長（林 智明） 申請ですか。分かりました。

○委員長（藏根高史） よろしいでしょうか。小澤委員。

○4番（小澤一文） 予算の大綱のほうは了解しました。

あとは、窓口での申請につきましてぜひ検討していただければ、本当にもっと助かる町民も増えると思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（藏根高史） 奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまの小澤委員の質問に対して私のほうからもう一度答弁させていただきますが、現段階では確かに申請に当たって役場に来ていただかなければならないということになります。恐らくかなりの方がスマートフォンお持ちになっていると思いますので、今後においてほかの事業と同様にライン等での申請について検討していきたいと思っています。ご理解願います。

○委員長（藏根高史） そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○委員長（藏根高史） 休憩を解き、会議を再開いたします。

4款衛生費に入ります。衛生費については、林健康推進課長、内野建設環境課長に順次説明を求めてまいります。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、衛生費のうち健康推進課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

61ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額7,357万1,000円、前年度比較298万1,000円の増、12節委託料118万3,000円の計上で、前年度比較16万5,000円の増は、成人健診、母子保健法による乳幼児健診情報の副本登録のた

め健康管理システムの改修工事に伴う増でございます。17節備品購入費10万円の計上で、前年度比較69万6,000円の減は、令和8年度東鶉歯科診療所の計画購入がなかったことによるものでございます。

次に、62ページを御覧ください。2目予防費でございます。本年度予算額1,449万6,000円、前年度比較59万7,000円の増となっております。12節委託料1,214万4,000円の計上で、前年度比較72万8,000円の増は、昨年は6月補正で計上しました新型コロナワクチン助成事業を当初予算に計上したところによるものでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で4款衛生費に係ります健康推進課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 続きまして、内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、建設環境課が所管いたします予算につきまして説明いたします。

63ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、本年度予算額1,263万8,000円、前年度比較で362万6,000円の減となっております。64ページを御覧ください。10節需用費でございます。本年度予算額245万7,000円、前年度比較で430万円の減となっております。昨年度修繕料に複合施設の補修等の修繕料500万円を計上したことによる減と、平成14年度に配布いたしましたごみ分別辞典を今年度英語表記したものを作成することを計画しておりまして印刷製本費66万円を計上したことによる増との相殺によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額685万1,000円、前年度比較で46万3,000円の増であります。砂川地区保健衛生組合負担金の増によるもので、火葬場施設の計画修繕の増によるものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額22万8,000円、前年度比較26万4,000円の減となっております。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上するものでございます。

65ページを御覧ください。2目じん芥処理費、本年度予算額8,739万1,000円、前年度比較1,630万3,000円の増となっております。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ最終処分場の経費を計上するものでございます。66ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額5,773万7,000円、前年度比較で1,693万1,000円の増でございます。砂川地区保健衛生組合の増となっております。砂川地区保健衛生組合で管理運営されておりますクリーンプラザくるくるの施設内に生ごみを発酵させてメタンガスを発生させ、そのガスを活用して電気をつくり出す施設が備わっておりますが、その施設内の粉碎分別機と発電機が経年劣化によりまして更新するもので、2年間で実施することから、今年度1年目の更新工事分といたしまして1,646万6,000円を計上するものでございます。

3目し尿処理費、本年度予算額1,350万8,000円、前年度比較で76万5,000円の増となっております。本目は、し尿処理に係る経費を計上するものです。18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額454万3,000円、前年度比較で37万8,000円の増となっております。

ます。石狩川流域下水道組合の負担によるものでございます。施設管理業務委託料等の増によるものでございます。

以上、4款衛生費におきます建設環境課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

予算書61ページから64ページ、1項保健衛生費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようなので、打ち切ります。

次、64ページから67ページ、2項清掃費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

5款労働費、6款農林水産業費に入ります。労働費については山崎企画課長、農林水産業費については内野建設環境課長より説明を求めてまいります。労働費の内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開きください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額166万5,000円、前年度比較2万1,000円の増でございます。前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（藏根高史） 次に、農林水産業費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、予算につきましてご説明申し上げます。

69ページでございます。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額1,123万3,000円、前年度比較で452万6,000円の増でございます。本目は、有害鳥獣駆除に係る経費や森林関係の経費を計上するものでございます。有害鳥獣駆除に係る経費につきましては、前年度比較で202万6,000円の増の579万8,000円を計上しているところでございます。12節委託料でございますが、本年度予算額402万4,000円、前年度比較で116万2,000円の増となっております。熊対策用の草刈り箇所を増により、有害鳥獣対策業務経費を増額したことによるものでございます。17節備品購入費でございます。本年度予算額47万4,000円、前年度比較で皆増となっております。アライグマ用の備品及び熊対策用の備品購入経費を計上するものでございます。24節積立金でございます。本年度予算額530万円、前年度比較で250万円の増となっております。昨年度は、森林環境譲与税の交付予定額530万円のうち一部を事業の財源として、その残額を計上しておりましたが、今年度につきましては交付予定額全額を基金へ積立するため予定額同額を計上するものでございます。

以上、6款農林水産業費の説明とさせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で5款労働費と6款農林水産業費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

予算書68ページから69ページ、5款労働費、6款農林水産業費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

続きまして、7款商工費に入ります。商工費の内容説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、商工費につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

70ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,008万8,000円、前年度比較26万6,000円の増でございます。本目は、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、消費生活相談員の人件費、中小企業融資原資預託金などを計上しております。1節報酬251万4,000円、前年度比較19万6,000円の増及び3節職員手当等27万4,000円、前年度比較2万4,000円の増は、消費生活相談員の定期昇給によるものでございます。10節需用費145万5,000円、前年度比較5万円の増は、消耗品に関するもので、消費者行政啓発用ステッカー作成によるものでございます。

次に、71ページを御覧ください。企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,485万5,000円、前年度比較70万円の減でございます。本目は、企業誘致用経費及び振興公社助成金などを計上しております。7節報償費10万円、前年度比較70万円の減は、昨年度計上いたしました廃工場処理に係る弁護士費用の減によるものでございます。

次に、3目観光費でございます。本年度予算額1,047万7,000円、前年度比較2,130万9,000円の減でございます。72ページを御覧ください。10節需用費11万7,000円、前年度比較45万1,000円の減は、昨年度実施いたしました観光パンフレット更新事業が完了したことによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金1,000万円、前年度比較2,100万円の減は、昨年度実施いたしました上砂川岳温泉のボイラー設備取替え工事が完了したことによる減でございます。

以上をもちまして商工費における予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で7款商工費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

70ページから72ページ、7款商工費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

続きまして、8款土木費、9款消防費に入ります。土木費については内野建設環境課長、消防費については鷲尾総務課長より順次説明を求めてまいります。土木費の内容の説明を

求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、土木費につきまして説明させていただきます。

73ページをお開きください。1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額9,818万円、前年度比較で1,059万5,000円の減となっております。本目は、主に街路灯及び土木車庫の維持費と下水道事業会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。10節需用費でございます。本年度予算額692万9,000円、前年度比較で461万5,000円の減となっております。修繕料におきまして昨年度街路灯省エネ改修事業を計上したことによるものでございます。また、昨年度工事請負費に特定空家除却工事600万円を計上しておりましたが、皆減となっております。

74ページをお開きください。2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額9,763万円、前年度比較で3,398万3,000円の減でございます。本目は、道路維持及び整備費を計上するものでございます。10節需用費でございますが、本年度予算額2,365万3,000円、前年度比較で120万4,000円の減であります。ロードヒーティング電気料の減によるものでございます。75ページをお開きください。12節委託料でございます。本年度予算額2,483万1,000円、前年度比較で194万1,000円の減となっております。昨年度計上しておりました町道鶉下鶉線横断管改修に伴う用地確定測量の減と労務費等単価改定に伴う除排雪業務の増との相殺によるものでございます。14節工事請負費であります。本年度予算額500万円、前年度比較で3,170万円の減となっております。昨年度計上しておりました町道鶉北線道路改良舗装工事と町道鶉北線雨水側溝布設替え工事の減によるものでございます。

76ページをお開きください。3項住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額3,290万2,000円、前年度比較で7,816万3,000円の減となっております。本目は、町営住宅の維持管理経費及び整備費等を計上するものでございます。10節需用費でございますが、本年度予算額1,997万3,000円、前年度比較で2,492万5,000円の減となっております。修繕料におきまして昨年度計上いたしました下鶉団地屋根ふき替え工事の減によるものでございます。14節工事請負費であります。本年度予算額384万円、前年度比較で5,336万円の減となっております。昨年度計上いたしました緑が丘公営住宅団地エレベーター改善工事、緑が丘公営住宅団地外装改善工事の減によるものでございます。

以上、土木費の内容の説明とさせていただきます。

○委員長（藏根高史） 次に、消防費の内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、予算書78ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億5,705万2,000円、前年度比較で1億393万6,000円の減でございます。本目は、砂川地区広域消防組合への負担金を計上しております。主な増減要因ですが、人勧等による人件費371万円の増と令和7年度執行の水槽付消防ポンプ自動車の更新及び砂川消防本部の消防指令台に係る更新経費、合わせて1億358万3,000円の減によるものでございます。

以上、消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で8款土木費、9款消防費の説明が終わりました。

73ページから78ページ、8款土木費、9款消防費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 73ページの12委託料で特定空家アスベスト含有調査というのがございますが、この特定空家という捉え方はどういう捉え方をしているのかということと、これがもし発見された場合にどのような対応を行うのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（藏根高史） 内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 特定空家につきまして、まず空き家を調査して、その中で危険度の高い空き家を対象として検討しています。特定空き家の認定については、一定の環境において周辺に危険を及ぼすおそれがある空き家を対象にし、報酬にありますが、空き家等対策協議会を開催いたしまして、その中で特定空家認定しているところでございます。昨年度は中央地区にある住宅を特定空家として認定し、その除却経費を計上して解体を実施しました。今回についてはまだ対象となる住宅は確定していませんが、民間の住宅も含めた形で早急にしなければならない可能性があることから予算計上しております。

以上です。

○委員長（藏根高史） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 吉川委員のご質問の特定空家の定義について、これは国において法令で定められております。まずは、空き家のうち著しく倒壊のおそれがある、ただそれだけではなくて、それによって周囲に危険性を及ぼすことがある、さらには特に著しく景観上問題がある、そういうような条件になります。ですから、基本的に空き家だから全て特定空家になるわけではありません。これを指定することによって、今度は持ち主に対して除却をしてくださいという命令等を出すことになります。それらを経てどうしても持ち主が分からない場合、もしくは全く応じない場合については、代執行を行います。それを昨年中央地区で代執行しながら1件特定空家の除却をやりました。これについては、町費で一回組みますけれども、基本的には持ち主がはっきりしている場合については持ち主に対して除却費の請求を行います。ただ、持ち主がいない場合、昨年の中央地区もそうですが、この場合については特別交付税等々の国から2分の1程度の財政支援はございますけれども、そういう条件の下でやるものでございます。

アスベスト調査については、これは特定空家だからするということではなくて全ての建物、これは個人、公共問わず全ての空き家を、もしくは使っているものを除却する場合については必ずアスベスト調査をやらなければいけないということで、今回についてはまだ特定空家の指定は受けていませんけれども、特定空家になるだろうということを前提にまずはアスベスト調査をやらないと次の段階に行きませんので、そのために今回計上しているものです。

したがいまして、質問の部分でいきますと、代執行を行った際、昨年小澤委員行かれませんでしたか。

〔発言する者あり〕

○町長（奥山光一） 代執行の宣言をやってから除却に入るとい部分になりますので、これはたまたま昨年特定空家の指定をやったので、そういう状態になりますが、他市町村では特定空家での除却等々についてはもう既に実施しているものでございます。

○委員長（藏根高史） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ありがとうございます。よく分かりました。

○委員長（藏根高史） そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費、9款消防費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 零時55分

○委員長（藏根高史） 昼食休憩を解き、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後からは10款教育費になります。教育費については齊藤教育次長、山崎企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） それでは、教育費のうち教育委員会に係ります予算につきまして、主なものにつきましてご説明申し上げます。

79ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額147万円、前年度比較10万8,000円の増となっております。増の要因につきましては、1節報酬、本年度予算額144万円、前年度比較10万8,000円の増で、教育委員報酬を月額3万7,000円から4万円に増額したためでございます。8節旅費につきましては、前年度同額でございます。

続きまして、2目事務局費、本年度予算額4,234万9,000円、前年度比較182万6,000円の減となっております。1節報酬でございます。本年度予算額22万2,000円、前年度比較8万4,000円の増でございますが、各会計予算の大綱の13ページに記載のとおり、昨年度上砂川町義務教育学校開設検討準備委員会で策定しました義務教育学校基本構想に基づきまして、本年度から13年4月の開校目指しまして基本設計等々各種準備作業に着手するため委員報酬としまして10名分を、また中学校部活動地域展開検討協議会の委員報酬としまして8名分を計上したものでございます。続きまして、4節共済費、本年度予算額374万2,000円、前年度比較32万2,000円の増は、会計年度任用職員の報酬単価増に伴う社会保険料の増でございます。10節需用費でございます。本年度予算額101万円、前年度比較29万6,000円の増で、主な要因は消耗品費及び修繕料の増でございますが、教育委員会公用車のタイヤ購入並びに車検費用の計上でございます。80ページを御覧ください。11節役務費、本年度予算額32万4,000円、前年度比較50万円の減でございますが、主な要因といたしましては小中学校の学習旧端末処分経費の減によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算

額563万1,000円、前年度比較204万2,000円の減で、主な要因は高校就学費等助成事業の対象減と福井県福井市鶉地区小学生交流事業が本年度小学生受入れの番となりまして派遣時と比べ事業費が減となったためでございます。26節公課費、本年度予算額3万3,000円は、前年度皆増となっておりますが、こちらにつきましても教育委員会公用車の車検に係る自動車重量税の計上でございます。その他項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,586万9,000円、前年度比較22万1,000円の増となっております。81ページ、3節職員手当等でございますが、本年度予算額111万円、前年度比較10万2,000円の増でございますが、こちらにつきましては会計年度任用職員の報酬増によるものでございます。また、8節旅費でございますが、本年度予算額23万5,000円、前年度比較14万円の減は、会計年度任用職員の該当職員通勤手当の精査による減でございます。10節需用費、本年度予算額1,178万3,000円、前年度比較21万2,000円の増で、主な要因といたしましては昨年度の学習用端末更新完了に伴います消耗品費の減となっておりますが、本年度におきまして修繕料の中で検漏水量水器の更新と駐車場の白線区画の整備を計上したことによりまして差引き増となったものでございます。予算書82ページをお開きください。13節使用料及び賃借料です。本年度予算額93万7,000円、前年度比較34万1,000円の減で、主な要因は昨年度学習端末の更新リース経費計上しておりましたが、一括購入へ変更したことによること、また教員の校務端末更新で備荒資金組合を活用し、その返済経費を令和8年度では17節の備品購入費へ費目を変更したことによるためのものでございます。続きまして、17節備品購入費でございます。本年度予算額147万4,000円、前年度比較39万円の増で、主な要因といたしましては13節でご説明しました理由によるものでございます。その他の費目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目の教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,753万8,000円、前年度比較294万円の減となっております。12節委託料でございますが、本年度予算額198万5,000円、前年度比較で15万2,000円の増は、学校給食の配送業務におきまして委託先の人件費等の高騰によるものでございます。13節使用料及び賃借料です。本年度予算額92万4,000円、前年度比較26万8,000円の減は、児童数減少によりまして各種デジタル教材使用料等の減並びに学校の年間計画に基づくバス借り上げ料との精査による減でございます。次ページへ参ります。17節備品購入費、本年度予算額80万円で、本年度におきましても学校要望を精査いたしましてデジタルカメラや大型ディスプレイ等の購入等を計上し、昨年度の購入しました理科実験スタンドなど、生物顕微鏡等の購入を終えたことから、その差引きにより、前年度比較44万円の減となったものでございます。18節負担金、補助及び交付金です。本年度予算額1,101万6,000円、前年度比較で113万8,000円の減となっておりますが、主な要因は砂川市学校給食センター負担金で給食センターの屋上防水工事等に係る分の減によるものでございます。19節扶助費、本年度予算額135万4,000円、前年度比較123万6,000円の

減は、退所見込みや支給実績から精査をして計上したことによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,919万2,000円、前年度比較3万8,000円の減となっております。1節報酬でございます。本年度予算額1,806万円、前年度比較で21万5,000円の増となっております。また、3節職員手当等、本年度予算額85万7,000円、前年度比較7万7,000円の増となっておりますが、いずれも会計年度任用職員の報酬単価の増によるものでございます。続いて、84ページを御覧ください。10節需用費です。本年度予算額1,390万2,000円、前年度比較で10万2,000円の減でございます。主な要因といたしましては、令和8年度検満量水器更新のための経費と修繕料に計上しておりますが、昨年度実施しました学習用端末並びに消火器の更新に係る消耗品費の減によりまして差引き前年度から減となったものでございます。11節役務費でございます。本年度予算額75万6,000円、前年度比較で17万7,000円の増となっておりますが、教室カーテンのクリーニング経費を計上したことによるものでございます。12節委託料です。本年度予算額357万2,000円、前年度比較12万8,000円の増は、主な要因といたしましては委託先事業者の人件費等の増によるものでございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額69万6,000円、前年度比較44万1,000円の減で、主な要因につきましては小学校費の説明と同様でございます。85ページへ参ります。17節備品購入費です。本年度予算額88万1,000円、前年度比較で11万円の減でございますが、主な要因といたしましては学校校務端末更新による備荒資金返済所要額をこちらに計上したことと昨年度購入した体育館の暖房補助用ジェットヒーターにつきまして購入完了しましたことの減で前年度からの減となったものでございます。その他項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,380万円、前年度比較327万4,000円の減となっております。12節委託料でございますが、本年度予算額132万3,000円、前年度比較10万1,000円の増は、小学校同様、学校給食配送業務先の委託人件費等の高騰によるものでございます。続きまして、13節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額80万2,000円、前年度比較で17万1,000円の増で、主な要因はデジタル許可ライセンス料の変更によるものでございます。17節備品購入費、本年度予算額90万円、前年度比較190万円の減は、昨年度の導入しましたデジタル教科書等の経常経費の減と学校要望の精査によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額829万4,000円、前年度比較150万5,000円の減で、主な要因につきましては小学校同様、砂川市学校給食センター負担金の減と同様でございます。その他の項目につきましては、おおむね同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続いて、86ページお開きください。4項社会教育費へ参ります。主な項目についてでございますが、1目社会教育総務費、本年度予算額335万5,000円、前年度比較105万2,000円の増

でございます。7節報償費、本年度予算額233万4,000円、前年度比較で102万3,000円の増でございますが、社会教育講座におきまして各会計予算の大綱16ページに記載しておりますとおり令和8年度上砂川町文化協会創立60周年を迎えますことから、著名な落語家2名を招き、記念事業といたしまして町民芸術鑑賞会を開催するための所要経費を計上したものであるものでございます。その他項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

87ページへ参ります。2目青少年対策費、本年度予算額158万1,000円、前年度比較1,056万円の減となっております。昨年度計上しておりました14節工事請負費につきましては、下鶴団地児童公園の整備完了したことにより皆減となっております。あわせまして、18節負担金、補助及び交付金につきましても同公園への遊具整備に係る下鶴自治会の補助が全額減となっておりますので、本年度予算額48万7,000円で、前年度比較311万4,000円の減として計上しているものでございます。その他項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額295万5,000円、前年度比較で68万3,000円の減となっております。本目につきましては、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上しておりますが、私からは教育委員会が所管しております趣芸館に係る予算について説明させていただきますが、前年度とおおむね同様でございましたので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、88ページをお開きください。5項保健体育費へ参ります。1目保健体育総務費、本年度予算額279万1,000円、前年度比較11万2,000円の減となっております。1節報酬でございます。本年度予算額84万4,000円、前年度比較で8万5,000円の減につきましては、スポーツ推進委員報酬、実績等を精査いたしまして年額2万円支給から月額3,000円支給に変更したことによる減でございます。11節役務費でございますが、本年度予算額79万1,000円、前年度比較4万4,000円の減につきましても水泳教室の参加者数の実績を精査したことによる傷害保険料の減ということでございます。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明を省略させていただきます。

予算書89ページへ参りまして、2目体育施設費、本年度予算額745万9,000円、前年度比較51万2,000円の増となっております。1節報酬でございます。本年度予算額206万6,000円、前年度比較で13万9,000円の増は、会計年度任用職員の報酬単価の増によるものでございます。12節委託料、本年度予算額489万2,000円、前年度比較で37万3,000円の増は、こちらにつきましても委託事業者等の人件費等の増によるものでございます。その他費目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、教育費のうち教育委員会所管の予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、10款教育費のうち企画課所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

87ページを御覧ください。3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費についてであります。炭鉱館の管理経費につきましては、管理人報酬や光熱水費、修繕料など合計で177万9,000円を計上しており、前年度と比較し74万5,000円の減額となっております。主な減額の要因は、昨年度実施いたしました炭鉱館修繕事業における屋根修繕が完了したことによるものでございます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

79ページから86ページ、1項教育総務費から3項中学校費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。石田委員。

○1番（石田浩二） 80ページ、13節、使用料のことでお伺いいたします。

教育用ドメイン使用料について私過去2年を調べてなかったもので、お聞きしますが、これからこの使用料が発生するのをお伺いいたします。

○委員長（藏根高史） 齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） こちらにつきましてタブレット端末、グーグルクローム端末に変更したことによりましてグーグルのドメインを使用するということで計上しているものでございます。毎年度発生するものでございます。

以上です。

○委員長（藏根高史） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないので、打ち切ります。

次、86ページから89ページ、4項社会教育費から5項保健体育費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないので、打ち切ります。

以上で10款教育費についての質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。災害復旧費については内野建設環境課長、公債費から予備費までについては鷺尾総務課長に順次説明を求めてまいります。災害復旧費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、11款の災害復旧費につきまして説明させていただきます。

予算書90ページでございます。1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額10万円、前年度同額でございます。本目は、災害が発生した場合に対応するための科目として計上するものでございます。

以上で災害復旧費の内容の説明とさせていただきます。

○委員長（藏根高史） 次に、12款公債費から14款予備費までの内容説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、公債費につきまして説明いたします。

91ページを御覧ください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億5,917万2,000円、前年度比較で1,203万6,000円の減、2目利子、本年度予算額1,817万6,000円、前年度比較で748万4,000円の増でございます。元金、利子ともに22節償還金、利子及び割引料でございますが、初めに元金につきまして平成13年度から令和6年度借入れの長期債85件分の償還元金を計上するもので、減額要因につきましては平成12年度債などの償還終了に伴い償還件数が前年度と比較して7件の減となったことによるものです。次に、利子は、平成13年度から令和7年度借入れ予定までの107件の長期債償還利子及び一時借入金利子を計上するもので、増額要因につきましては償還利子に係る件数が前年と比較して1件の増となったこと、また近年の金利上昇に伴う増によるものでございます。

続きまして、92ページ、職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額6億4,327万4,000円で、前年度比較4,335万9,000円の増でございます。本目は、特別職3人、一般職77人、会計年度任用職員5人を合わせた85人分の人件費を計上するものでございます。主な増額要因につきましては、人事院勧告に基づく給料、期末、勤勉手当の改定や昇給等によるものでございます。2節給料、本年度予算額3億2,670万6,000円、前年度比較で1,890万6,000円の増、3節職員手当等、本年度予算額1億7,461万7,000円、前年度比較で1,414万5,000円の増、4節共済費、本年度予算額1億240万9,000円、前年度比較で764万8,000円の増、18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額3,954万2,000円、前年度比較で266万円の増となっております。なお、令和8年度においても特別職給料の独自削減を継続することとし、町長15%、副町長、教育長それぞれ5%を削減しております。人件費の詳細につきましては、予算書95ページ以降の給与費明細書にてご確認をお願いいたします。

最後に、93ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、前年度同額を計上するものです。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で11款災害復旧費から14款予備費までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

90ページから93ページ、11款災害復旧費から14款予備費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費についての質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、続いて歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、歳入につきまして一括説明いたします。歳出同様、前年度と比較して増減の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。

16ページをお開き願います。初めに、1款町税でございます。1項町民税、1目個人、本年度予算額7,030万円、前年度比較490万円の増となっており、こちらは現年課税分の所得割の増によるものです。

2目法人、本年度予算額2,110万1,000円、前年度比較100万円の増は、主に誘致企業の現年課税分に係る法人税割の増によるものです。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額5,270万円、前年度比較330万円の減は、主に現年課税分に係る償却資産の減によるものです。

17ページに移りまして、4項町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額2,100万1,000円、前年度比較170万2,000円の減は、令和7年度実績に基づき販売本数の減を見込むものでございます。

20ページに参ります。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度予算額19億4,000万円、前年度比較4,300万円の増となっております。普通交付税につきましては、国の地方財政計画や国調人口、近年の交付実績なども考慮し、前年度比較4,300万円増の18億1,000万円、また特別交付税につきましては災害など全国的な特別財政需要を鑑み、前年度同額の1億3,000万円を計上しております。

続きまして、21ページ、13款使用料及び手数料でございます。1項使用料、4目土木使用料、本年度予算額1億3,688万4,000円、前年度比較521万5,000円の減は、住宅使用料、入居戸数減によるものでございます。

22ページに移りまして、14款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、1目民生費負担金、本年度予算額1億7,488万8,000円、前年度比較345万1,000円の増となっております。1節の社会福祉費負担金において、障害者総合支援法に基づく利用者増による障害者自立支援費など518万2,000円の増と23ページ、3節の児童福祉費負担金において支給対象者数の減による児童手当など166万3,000円の減によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額222万4,000円、前年度比較6,202万2,000円の減となっております。1節の総務管理費補助金でございますが、総合行政システム標準化・共通化改修事業について令和8年度への経過措置が講じられたシステム以外の改修が終了したことによる減でございます。

4目土木費補助金、本年度予算額452万円、前年度比較2,174万1,000円の減は、1節道路橋りょう費補助金において前年度計上の町道鶉下鶉線道路改築事業181万1,000円の減、2節住宅管理費補助金において前年度計上の緑が丘公営住宅団地エレベーター改善事業や外装改善事業、空き家対策総合支援事業等1,748万円の減によるものです。

続きまして、24ページでございます。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額8,771万6,000円、前年度比較で118万5,000円の増となっております。1節の社会福祉費負担金において、国庫支出金同様、障害者総合支援法に基づく利用者増による障害

者自立支援費によるものです。

2 目保険基盤安定拠出金、本年度予算額1,823万2,000円、前年度比較で229万6,000円の増は、後期高齢者医療保険医療費の増によるものであります。

26ページに移りまして、3 項道委託金、1 目総務費委託金、本年度予算額545万6,000円、前年度比較で714万4,000円の減となっております。3 節の統計調査費委託金において前年度計上の国勢調査309万6,000円の減、4 節の選挙費委託金において知事、道議選の増と前年度計上の参議院議員選挙を終えたことにより405万6,000円の減となるものでございます。

16款財産収入でございます。1 項財産運用収入、27ページの1 目財産貸付収入、本年度予算額1,350万2,000円、前年度比較で86万7,000円の減は、1 節土地建物貸付収入のうち職員住宅貸付収入の減によるものでございます。

17款寄附金でございます。1 項寄附金、1 目寄附金、本年度予算額910万円、前年度比較で200万円の増は、28ページの3 節企業版ふるさと納税について前年実績を踏まえ、増額となるものでございます。

18款繰入金でございます。1 項基金繰入金、1 目基金繰入金、本年度予算500万円、前年度比較6,750万円の減でございます。前年度は、ふるさとづくり基金のほか、振興公社事業開発基金、公共施設等整備基金を合わせまして7,250万円を計上いたしましたが、本年度はふるさとづくり基金より500万円を繰入れするもので、引き続き学校法人との包括連携事業に財源充当するものであります。

続きまして、30ページ、21款町債、1 項町債でございます。1 目総務債、本年度予算額5,360万円、前年度比較2 億8,780万円の減でございます。減額の要因は、前年度計上の防災行政無線整備事業等であり、本年度は引き続き過疎地域持続的発展特別事業を計上するものであります。

2 目衛生債、本年度予算額1,646万6,000円で皆増、歳出、衛生費でご説明申し上げた砂川地区保健衛生組合の一般廃棄物処理施設における設備更新に伴う町債を計上するものであります。

なお、土木債、消防債、教育債は、皆減につき、廃目となります。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で歳入の説明が終わりました。

予算書16ページから30ページ、歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べから発言願います。笹木委員。

○3 番（笹木笑子） 21ページ、13款使用料及び手数料1 項使用料1 目総務使用料で今年度11万ということで、前年度が41万で、30万の減になっています。町民センターについては同じなのかなと思うのですが、2 節の多世代交流拠点施設使用料の30万減について、ご説明をお願いいたします。

○委員長（藏根高史） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） ただいまの使用料の部分について、シェアハウスの使用料であり

まして、今までは町に納めていたのですが、指定管理の関係で今回から振興公社でやっていただいて、前にもご説明したのですが、その使用料も振興公社に入るということで、その分の減額でございます。

○委員長（藏根高史） よろしいでしょうか。笹木委員。

○3番（笹木笑子） 多世代交流拠点施設というのがシェアハウスということではないのですよね。

○委員長（藏根高史） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 多世代交流拠点施設については、ふらっとですが、去年は2節で就業・観光体験施設等使用料として30万組んでおりまして、3節から2節に変わったと言ったらいいでしょうか。

○委員長（藏根高史） 笹木委員。

○3番（笹木笑子） 確認させてください。就業コミュニティ補助金という形で昨年120万ぐらいのが今年度なくなった部分もそちらに、これ言ってしまうとややこしくなるので、取り消します。

○委員長（藏根高史） 笹木委員、今の質問取消しですか。

笹木委員、もう一度お願いします。

○3番（笹木笑子） この1万は、多世代交流拠点施設使用料というのはシェアハウスの使用料ということによろしいのですね。

○委員長（藏根高史） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 1万円の多世代交流拠点施設使用料というのは、ふらっとの使用料になります。

先ほど昨年30万あって今年なくなっている部分については、シェアハウスの使用料になります。

○委員長（藏根高史） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 最後の質問の部分、もう一度お願いいたします。

○委員長（藏根高史） 笹木委員。

○3番（笹木笑子） 今歳入ですが、歳出に前年度は就業コミュニティ補助金がありました。が今年度は、その補助金も含めてシェアハウスのほうへ予算が移行することによろしいですか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時39分

○委員長（藏根高史） 会議を再開いたします。

山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） すみません。ページでいいますと42ページでございます。その中

の地域振興費の中の18節負担金、補助及び交付金、去年この一番下に上砂川就業・観光コミュニティ補助金ということで128万5,000円を計上しておりましたが、今回振興公社に指定管理を委託するため41ページの12節委託料、上から4行目の就業・観光体験宿泊施設用の中に含まれ、そのほか光熱水費等全部合わせて400万円という形にしております。よろしいでしょうか。

○委員長（藏根高史） そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようなので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 予算の大綱ソフト事業、9ページ、情報発信の強化について、ここでSNS等使ってイベントの発信を行いますとあります。ライン等で情報発信をしていますので、一定程度の効果はあると認めておりますが、数年前にテレビのデータ放送でいろんな町の情報を発信しますよという事柄があったかと思いますが、あれについては今現在どれだけ認識されているのか、私としては効果薄いのかなという気もしないでもないのですけれども、現在見てみると天気予報等ぐらいしか情報発信されていないので、新しい情報が反映されていないのです。今後、テレビのデータ放送の扱いについては、新たに情報発信をきちっとしていくのか、また町民に対しての認知の仕方をもう少し強化をしていくのか、その辺の今後の方針についてお聞きをしたいと思います。

○委員長（藏根高史） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 恐らくテレビ局の関係だと思いますけれども、昨年の予算委員会の中でも説明したと思いますが、ラインによる情報発信、さらには防災無線等々で多くの町民に逆に直接情報発信しているということで、テレビ局の関係については効果が薄いということで、既に7年度からこれについては行っておりません。ですから、今多分つけても、空知管内でいくと砂川市と岩見沢市とか、最初の頃は十二、三市町があったと思いますが、今現在は4市町ぐらいしかもう残っていないかと思います。そういうことで既に昨年度の段階でこちらについては停止しております。

○委員長（藏根高史） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 今出ているのは、単純に天気予報の情報、地域だけ載っているということなのですね、きっと。

○委員長（藏根高史） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 恐らく各局のデータ放送だと思います。これは、全ての市町村の天気予報とかが載っておりますので、町で情報出しているわけではなくて、各放送局において天気予報等を市町村別に放送している内容になっているかと思います。

○委員長（藏根高史） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（藏根高史） ほかに歳出、歳入全般について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和8年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で一般会計が終了いたしました。

日程では、これで本日の会議は終了となりますが、引き続き各特別会計の審査を行いたいと思いますが、委員の皆さん、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

したがって、16日予定であった各特別会計の審査について引き続き行うことといたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時53分

○委員長（藏根高史） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第18号

○委員長（藏根高史） 議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、令和8年度国民健康保険特別会計の説明をいたします。

歳出からになります。119ページを御覧ください。1款総務費、本年度予算額6,319万8,000円、前年度比較996万5,000円の減、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,227万2,000円、前年度比較967万6,000円の減、本目は空知中部広域連合に納付する分賦金を中心に国保事業に係る経費を計上しております。以下、前年度から増減の大きな費目について説明させていただきます。1節報酬54万4,000円、前年度比較55万1,000円の減、日額の会計

年度任用職員の雇用日数の精査によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金6,107万3,000円で、前年度比較912万5,000円の減、空知中部広域連合に納付する分賦金が638万2,000円の減、当町が加盟する北海道クラウドをガバメントクラウドに移行させるための環境構築が令和7年度で完了したため287万4,000円が皆減となり、その相殺によるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額92万6,000円、前年度比較28万9,000円の減、本目は国税の賦課及び徴収に係る各経費を計上するものです。1枚めくって120ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料26万4,000円、前年度比較23万1,000円の減、基幹システムの標準化に伴いデータ連携が終了し、システム利用料のみの計上となっております。その他につきましては、おおむね前年度同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

2款諸支出金及び3款予備費につきましては、全項目で前年度同額となっております。

以上、歳出の合計6,334万8,000円、前年度比較996万5,000円の減となっております。

続いて、歳入に参ります。116ページをお開きください。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目被保険者国民健康保険税、本年度予算額2,023万1,000円、前年度比較112万5,000円の減となっております。1節医療給付費分現年課税分1,175万1,000円、前年度比較45万1,000円の減、被保険者数が38人、世帯数が15世帯減少したことによるものでございます。1人当たりの税額は1,371円増加、1世帯当たり税額は231円増となっております。2節後期高齢者支援金分現年課税分589万8,000円、前年度比較22万8,000円の減、1節同様、被保険者数及び世帯数の減によるものです。1人当たり税額は685円増、1世帯当たり税額は111円増となっております。3節介護納付金分現年課税分138万2,000円、前年度比較44万6,000円の減、被保険者が15人、世帯数が9世帯減少したことによるものでございます。1人当たり税額は2,323円減、1世帯当たり税額は2,768円減となっております。現年課税分全体を通して被保険者数の減少により税額が減となっております。4節医療給付費分滞納繰越分、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、6節介護納付金分滞納繰越分につきましては、前年同額であります。

次ページになります。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算1万円、前年度比較2,000円の減となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2,604万2,000円、前年度比較512万6,000円の減、ルール分として保険基盤安定繰入金など一般会計から繰入れするものであります。

4款諸収入、本年度予算額1,706万5,000円、前年度比較371万2,000円の減、1項延滞金及び過料、1目被保険者延滞金、前年同額です。

2項雑入、本年度予算額1,706万4,000円、前年度比較371万2,000円の減、1目預金利子収入で前年同額です。

次ページ、118ページを御覧ください。2目基金利子収入、前年同額です。

3目雑入、本年度予算額1,706万2,000円、前年度比較371万2,000円の減、空知中部広域連合を経由して歳入される国特別交付金や連合保険給付費等交付金であります。

歳入の合計6,334万8,000円、前年度比較996万5,000円の減。

歳入歳出ともに6,334万8,000円を計上するものであります。

以上でございます。

○委員長（藏根高史） 以上で内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

119ページから120ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、116ページから118ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和8年度上砂川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第19号

○委員長（藏根高史） 次に、議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の説明をいたします。

歳出からになります。128ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額51万6,000円、前年度比較6,000円増、本目は資格確認書の年次更新や新規発行などに係る予算を計上するもので、おおむね前年度同額となっております。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額69万5,000円、前年度比較59万円の減、本目は後

期高齢者医療に係る納付書の発送など賦課徴収に係る予算を計上するものです。10節需用費17万2,000円、前年度比較10万円の減、システム標準化に伴う納付書印刷製本費の減によるものです。13節使用料及び賃借料27万8,000円、前年度比較48万8,000円の減、システム標準化に伴い端末が1台減少したことによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年と同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、次ページに参ります。1目後期高齢者医療広域連合納付金、本目は北海道後期高齢者医療広域連合への納付金を計上するものです。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額7,332万8,000円、前年度比較746万8,000円増、共通経費であります事務負担金が23万7,000円減となった一方、保険料率改定年度であることから、保険料等負担金が770万5,000円増となったものでございます。

3款諸支出金、4款予備費につきましては、前年同額のため、説明を省略させていただきます

以上、歳出の合計7,484万9,000円、前年度比較688万4,000円増で計上するものでございます。

続いて、歳入に参ります。126ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料3,425万4,000円、前年度比較348万2,000円の増、被保険者が8人減少しておりますが、保険料率改定の年度でもあり、1人当たりの保険料が6,750円増の5万9,263円となっております。

2目普通徴収保険料1,151万8,000円、前年度比較116万1,000円の増、1節現年度分普通徴収保険料1,141万8,000円、前年度比較116万1,000円の増、被保険者数が4名減少しておりますが、特別徴収同様に保険料率改正の影響もあり、1人当たり保険料は7,135円増の5万9,469円となっております。2節滞納繰越分普通徴収保険料は、前年同額でございます。

2款使用料及び手数料は、前年同額となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金2,886万2,000円、前年度比較224万1,000円の増、次ページに参ります。1目事務費繰入金455万1,000円、前年度比較82万1,000円減、歳出の共通経費であります事務負担金分と物件費分を一般会計から繰り入れるもので、それぞれの減に伴う減額となっております。

2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金2,431万1,000円、前年度比較306万2,000円の増、歳出の北海道後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定分を一般会計から繰入れするものでございます。

4款諸収入につきましては、全て前年同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、歳入合計7,484万9,000円、前年度比較688万4,000円の増。

歳入歳出ともに7,484万9,000円を計上するものであります。

以上でございます。

○委員長（藏根高史） 以上で内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

128ページから129ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

続きまして、126ページから127ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 令和8年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第20号

○委員長（藏根高史） 議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、水道事業会計予算につきまして説明させていただきます。

初めに、収益的支出から説明させていただきますので、予算書138ページをお開き願います。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額2,545万2,000円、前年度比較242万6,000円の減となっております。委託料でございますが、本年度予算額513万9,000円、前年度比較143万7,000円の増となっております。浄水場のガラス清掃と配水池排泥作業等を隔年で実施することによるものでございます。139ページを御覧願います。修繕費ですが、本年度予算額500万円、前年度比較で390万円の減となっております。昨年度計上いたしました浄水場の各所修繕料の減によるものでございます。

2目配水及び給水費、本年度予算額1,190万5,000円、前年度比較で3万1,000円の増となっております。委託料でございますが、本年度予算額165万7,000円、前年度比較で89万8,000円の減となっております。配水管排泥作業業務が隔年で行っており、休止の年に当たること

による減となっております。修繕費でございますが、本年度予算額998万8,000円、前年度比較で92万9,000円の増となっております。検満となる量水器の取替え台数を前年度より10台増の130台に、それと単価の増によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額2,904万1,000円で、前年度比較3万4,000円の減となっております。141ページを御覧願います。人件費では、前年度比較106万1,000円増の2,479万1,000円を計上しておりますが、委託料で本年度予算額55万5,000円、前年度比較で110万円の減となっております。昨年度計上いたしました上下水道料金のコンビニ納付システム改修経費の減によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額398万9,000円で、前年度比較139万3,000円の増となっております。平成25年度借入債の償還が終了したことによる減と令和6年度借入債の償還の増との相殺によるものでございます。

続きまして、収益的収入の説明といたします。137ページを御覧願います。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額6,531万6,000円、前年度比較で377万6,000円の減となっております。水道料金の家事用件数は、一般分として878件、福祉料金該当分として319件、合計で40件減の1,197件を見込み、前年度比較203万1,000円減の4,318万4,000円を計上し、業務用81件、前年度比較96万1,000円の減の1,940万円、浴場用2件で、前年度比較78万4,000円減の270万6,000円を計上しております。

2目その他営業収益、本年度予算額229万8,000円、前年比較で30万7,000円の減となっております。下水道事業会計の負担金の減によるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、本年度予算額6,017万7,000円、前年度比較370万1,000円の増となっております。一般会計補助金として計上するものでございます。

続きまして、資本的支出について説明いたしますので、142ページをお開き願います。1款資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額3,072万3,000円、前年度比較73万9,000円の増となっております。平成25年度借入債の償還が終了したことによる減と令和4年度借入債の償還開始に伴う増との相殺によるものでございます。

昨年度計上しておりました建設改良費につきましては、当初予算未計上のため、廃項となっております。

なお、資本的収入につきましては、資本的支出において建設改良費が未計上になっているため未計上としているところでございます。

企業債の償還金の財源につきましては、例年のとおり損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

138ページから142ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

続いて、137ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 令和8年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第21号

○委員長（藏根高史） 続きまして、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、下水道事業会計予算につきまして説明させていただきます。

初めに、収益的支出から説明いたしますので、予算書163ページをお開き願います。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、本年度予算額718万2,000円、前年度比較992万8,000円の減となっております。委託料でございますが、本年度予算額120万9,000円、前年度比較978万2,000円の減となっております。前年度下水道台帳電子化業務委託料経費を計上したことによるものでございます。

164ページをお開き願います。2目総係費、本年度予算額1,482万7,000円、前年度比較で37万2,000円の減となっております。165ページをお開き願います。負担金で本年度予算額238万7,000円、前年度比較で30万8,000円の減となっております。下水道使用料賦課徴収事務負担金が減となっておりますが、システム改修経費の減によるものでございます。

3目流域下水道管理運営負担金、本年度予算額927万円、前年度比較185万1,000円の増となっております。石狩川流域下水道組合管理運営負担金が増となっておりますが、施設管理業務委託料と水量負担分の増によるものでございます。

昨年度計上しておりました資産減耗費につきましては、対象事業がないことから、廃目とするものでございます。

166ページを御覧願います。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度

予算額789万円、前年度比較で56万3,000円の減となっております。平成9年度及び25年度借入債の償還が終了したことによるものでございます。

続きまして、収益的収入の説明をいたしますので、162ページをお開き願います。1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、本年度予算額2,634万3,000円、前年度比較110万円の減となっております。公的住宅、一般住宅合わせ前年度より26戸減の965戸分を見込み、計上するものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、本年度予算額4,186万9,000円、前年度比較で363万の減となっております。一般会計補助金として計上するものでございます。

3目長期前受金戻入、本年度予算額4,110万8,000円、前年度比較175万4,000円の減となっております。減価償却を行うべき固定資産に対する補助金相当額を見込み、計上するものでございます。

昨年度計上しておりました国庫補助金につきましては、対象事業がないことから、廃目とするものでございます。

続きまして、資本的支出の説明をいたしますので、168ページをお開き願います。1款資本的支出、1項建設改良費、1目流域下水道建設負担金、本年度予算額1,231万2,000円で、前年度比較605万円増となっております。石狩川流域下水道事業建設事業に係る経費を計上するもので、管路補強事業及び水管橋更新事業の実施に伴い負担金が増となっております。

昨年度計上しておりました公共下水道整備費につきましては、当初予算未計上のため、廃目としております。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額8,506万9,000円、前年度比較で7万1,000円の増となっております。平成9年度、25年度借入債の償還が終了したことによる減と令和5年度借入債の償還開始に伴う増との相殺によるものでございます。

次に、資本的収入の説明をいたしますので、167ページをお開き願います。1款資本的収入、1項企業債、1目下水道事業債、本年度予算額2,030万円、前年度比較で970万円の減となっております。前年度下水道マンホールポンプ更新事業を計上したことによる減となっております。

2項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額139万5,000円の前年度55万円増となっておりますが、建設改良費に係る単独費分を一般会計補助金として計上するものでございます。

昨年度計上しておりました国庫補助金につきましては、対象事業がないことから、廃目とするものでございます。

以上で下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（藏根高史） 以上で内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

163ページから166ページ及び168ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

162ページ、167ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 令和8年度上砂川町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際ですので、全体を通して何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） ないようですので、打ち切ります。

本予算特別委員会に付託になりました全議案が原案のとおり可決すべきものと決定されましたので、その旨本会議において報告いたします。

◎休会について

○委員長（藏根高史） 以上をもちまして予算特別委員会に付託となりました議案の審査が全て終了となりましたので、16日予定の予算特別委員会は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藏根高史） 異議なしと認めます。

したがって、16日予定されておりました予算特別委員会については休会といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（藏根高史） これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力に心から感謝を申し上げ、終了といたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午後 2時25分）